

社会的排除にいたる プロセス

～若年ケース・スタディから見る排除の過程～

平成 24 年 9 月

社会的排除リスク調査チーム

内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

はじめに

平成23年1月に内閣総理大臣の指示に基づき「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年5月に「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」が、同年8月には「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」（平成23年8月）が取りまとめられた。この中で、先導的なプロジェクトの実施等が具体的に提言されたほか、社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行うことが併せて提言されている。

本調査は、この提言を受け、内閣府事業として予算化されたものである。実施に当たっては、NPO等で実際に様々な困窮者対策に携わっている方々、研究者の方々、社会的包摂推進室の室員等により、社会的排除リスク調査チームを構成し、調査が行われた。

調査の方法は、現実には発生している様々な社会的排除状態に至る過程を、個々の人々のライフコースを追うことによって把握していく手法を採っている。いわばミクロの視点からの調査ということになっているが、さらに今後、量的、統計的な調査を合わせて実施し、全体像の把握に努めることが予定されている。

社会的包摂にかかわる施策を進めるに当たっては、なにより、社会的排除の状態をもたらした原因を探り、発生の過程を明らかにすることが重要である。

既に、前記緊急政策提言で盛り込まれた、パーソナル・サポート・サービスのモデル事業、社会的包摂ワンストップ相談支援事業（よりそいホットライン）が先導的に行われているほか、厚生労働省、内閣府などで、関連する事業が行われている。また、現在、国家戦略会議において、生活困窮者に対する総合的な相談支援体制の構築などを内容とする生活支援戦略が議論されており、政府として、社会的包摂関係にかかわる施策への取り組みが始められている。

本調査が、社会的排除の実態について理解を深める契機となり、今後、社会的包摂にかかわる施策をさらに展開していく際の一助となることを期待している。

平成24年9月

内閣官房社会的包摂推進室長 安田 充

公表によせて

月並みな表現だが、人生は障害物レースのようなものだ。スタートダッシュでつまづくこともあれば、途中でつまづくこともある。つまずけば野次が飛ぶ。それでもゴールに至ればいいが、ゴールにたどり着く前にへたりこんでしまう人たちも出てくる。

どうすれば障害を乗り越え、つまづくことがあってもゴールに至れるのか。日々の鍛錬とあきらめない気持ちだ、と言われる。たしかに。では、日々の鍛錬とはどうすればできるのか。あきらめない気持ちはどうすれば育つのか。それが「社会的排除」の問題だ。

排除には、排除する側と排除される側がいる。多くの場合、排除する側に悪意はない。結果としてへたりこんでしまう人が出てくるだけだ。そのとき「社会が悪い」と言われても、多くの人にはピンと来ない。「他人のせいにしてもゴールまでたどり着くエネルギーは出てこないだろう」と思うからだ。だから問いは、すべての結果を自分で引き受けられる強い個人を、社会はどうやったら育てることができるのか、と立てる必要がある。

そのとき、私たちの答えは逆説的な色彩を帯びる。「弱い個人を包み込めるような社会でこそ、実は強い個人が育つのだ」というものだからだ。この理念を「社会的包摂」と言う。弱さを弱さとして認めてしまったら、その弱さは弱いままに止まってしまうのではないか、と多くの人たちは心配する。しかし実は、弱さを弱さとして認めることは、とても勇気のあることで、それは強くないとできない。認められないことを否認と言う。否認は人間の弱さに基づく心の働きである。

このとき、認める主体は「社会」である。そして社会は、私たち諸個人で構成されている。だから社会的排除は、私たち諸個人が自分たちの弱さを認められないという弱さの結果として生まれる。したがって社会的包摂の出発点は、社会的排除の問題を排除される側の問題としないところにある。

政府は、しばらくの間、何度もこの出発点に立とうとして、立ち切れないで来た。本報告書も、これまで数々なされてきた出発点に立とうとする試みの一つだが、これをもって決着するとは、残念ながら思えない。

しかし、それはあたりまえのことだ。弱さを弱さとして認めることは、とても勇気がある、難しいことなのだから。簡単にできることならば、そもそも問題はここまで深刻化していない。現状とは巨大な過去の総和であり、未来とは巨大な過去の総和である現状にいま加えたものの総和である。

だから、打ち込み続けることに意味がある。変わらないように見えて、それだけが変化をもたらす。社会的包摂は、まず社会的排除を認められない社会の弱さを弱さとして受け止めるものでなければならない。

2012年9月

前 内閣官房社会的包摂推進室長 湯浅 誠

社会的排除リスク調査チーム

個別調査班：

(○受託者)

1 班：高校中退者

- 宮本みち子（放送大学教養学部生活と福祉コース教授）
青砥 恭（NPO 法人さいたまユースサポートネット代表理事）

2 班：若年ホームレス

- 飯島裕子（ノンフィクションライター、一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

3 班：若年非正規就労者

- 村上英吾（日本大学）

4 班：若年生活保護受給者

- 新保美香（明治学院大学社会学部社会福祉学科教授）
志村久仁子（明治学院大学社会学部附属研究所研究員）

5 班：若年シングル・マザー

- 湯澤直美（立教大学）

6 班：若年自殺者

- 清水康之（NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク代表）
根岸 親（NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク副代表）

7 班：若年薬物・アルコール依存症

- 大嶋栄子（NPO 法人リカバリー代表／札幌）
上岡陽江（ダルク女性ハウス）

総括班：

内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

城 克文（参事官／内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会システム担当））

阿部 彩（企画官／国立社会保障・人口問題研究所）

吉田拓野（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会システム担当）付参事官補佐）

三輪ほう子（内閣官房社会的包摂推進室）

※ 肩書はいずれも平成 24 年 3 月末現在

目次

結果の概要	vi
調査結果		
1.	社会的排除とは	2
2.	調査の背景	3
3.	調査の概要	4
	1) 調査の目的	4
	2) 調査対象者	4
	3) 調査方法	4
4.	社会的排除の潜在リスク	10
	1) 共通する潜在リスク	10
	2) 主な潜在リスク	12
	3) 潜在リスクの複合性	25
5.	社会的排除に至るプロセス	26
	1) 3つの類型	26
	2) 各類型の特徴	28
6.	3つの類型ごとに見た包摂政策の方向性に関する調査チームの提言	31
	1) 生まれつきの「生きづらさ」から排除となるケース (第1類型) ..	31
	2) 劣悪な家庭環境の影響が排除とつながるケース (第2類型) ..	32
	3) 学校や職場などの環境により排除に追い込まれるケース (第3類型) ..	34
参考文献	35

結果の概要

結果の概要

1. **(社会的排除)** 若年層（20歳から39歳）においても、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域から排除され、社会の周縁に位置する人々が存在する。彼らが抱える問題は、高校中退、非正規労働、生活保護受給、住居不安定（ホームレス）、シングル・マザー、薬物・アルコール依存症、結果としての自殺と多岐にわたる。彼らは、将来の展望をもちにくく、孤立化し、基礎的な生活基盤の獲得・保持さえも危ぶまれるという点において、類似した状態にある。

2. **(潜在リスク)** このような社会的排除の状況にある人々の生活史を見ると、彼らの多くが、幼少期から様々な生活困難を抱えている。これらの生活困難は、それ自体が決定的に社会的排除に結びつくものではないものの、社会的排除となる可能性を高くすると考えられる（これらを、以下「潜在リスク」と呼ぶ）。本報告で分析された事例のなかでは、以下の潜在リスクが観察された。

【子ども期に発生した潜在リスク】

- ・本人の障害
本人の生まれ持った障害（発達障害、知的障害等）
- ・出身家庭の環境
出身家庭の貧困、ひとり親や親のいない世帯、児童虐待・家庭内暴力（不適切な養育含む）、親の精神疾患（依存症含む）・知的障害、親の自殺、親からの分離、早すぎる離家
- ・教育関係
いじめ、不登校・ひきこもり、学校中退、低学歴（中卒）、学齢期の疾患（精神疾患含む）

【成人期に発生した潜在リスク】

- ・本人の疾病・障害
本人の精神疾患（依存症含む）
- ・職場環境
初職の挫折、リストラ・解雇・倒産、職場における人間関係トラブル（いじめ、虐待等）、劣悪な労働環境、不安定就労（頻繁な転職）、風俗関連産業
- ・生活環境
援助交際
- ・家庭環境

若年妊娠・シングル・マザー、結婚の失敗・配偶者からのDV、親（実家）との断絶（帰れる家の欠如）、住居不安定、借金

3. **（リスクの複合性）** 分析された事例においては、これらのリスクが、単一に発生することは稀である。明らかに関連する二つ（以上）のリスクが併発している事例も多いが、まったく関係がないと思われてきたリスクが併発している事例もある。

4. **（社会的排除の類似性）** 本調査の対象となった事例が抱える問題は様々であるが、これらの事例が抱える潜在リスクは重複しており、彼らが社会的排除に至ったプロセスも類似している。すなわち、従来では、ホームレスや薬物・アルコール依存症、自殺、若年シングル・マザーなどの問題は、それぞれ独自の社会問題として捉えられてきたが、これらをすべて社会的排除という一つの社会問題として捉えることができる。それぞれの問題は、社会的排除の表出の仕方の違いと見ることができる。

5. **（社会的排除のプロセス）** 分析された事例においては、社会的排除に至るプロセスのパターンが3通り認められた：①生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」（発達障害、知的障害など）が幼少期から様々な問題を引き起こし、問題を抱えたまま成人となったパターン、②家庭環境に様々な問題が内包されており、教育、人間関係の形成などへ悪影響を及ぼしており、成人となったときに大きなハンデとなってしまっているパターン、③様々な潜在リスクが存在したとしても、決定的な悪影響を受けずに来たものの、学校や職場などにおいて劣悪な環境に置かれたことによって排除状況となったパターン。

6. **（包摂政策の方向性）** 出生時から成人期に至るまでの各ライフ・ステージにおいて、これら3種類の社会的排除のプロセスに応じ、以下に例示するような適切な支援が必要であると考えられる。

- ① 生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」から排除へとつながるケース：早期発見、親への働きかけ、適切なプログラムと実施機関の普及、成人期の支援
- ② 家庭環境の様々な問題から排除へとつながるケース：子どもへの直接支援、子どもが相談しやすい環境の整備、子どもと接する大人（援助者）への教育・支援、保護者への支援、成人してからの「帰る場所」の提供
- ③ 学校や職場などの劣悪な環境が排除へと促すケース：スタートラインとしての教育現場、地域の企業・自治体との連携（人・ネットワーク）、雇用の改善、職の保障（創出）、フォローアップ・サポート

調査結果

1. 社会的排除とは

(社会的排除の定義) 社会的排除との戦いの強化を基本理念としている欧州委員会は、社会的排除を以下のように定義している（欧州委員会 1992）¹。

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、**社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性格を浮き彫りにする。**それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、**居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセス**といった領域においても感じられ、現れるのである」（欧州委員会 1992）

すなわち、社会的排除とは、物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をなく奪われることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。

(貧困と社会的排除) 社会的排除の概念が、貧困の概念と異なるのは²、貧困は「状態」を表すものであるのに対し、社会的排除は、排除されていくメカニズムまたはプロセスに着目する点にある。すなわち、社会的排除は、社会のどのような仕組みや制度が個人を排除しているのかに焦点を当てる。

(包摂政策の重要性) 社会的排除に対抗する「社会的包摂」の考え方に基づく政策を戦略的に推進していくためには、社会的排除のリスクについての実態を調査し、社会的排除の状況にある人々が、どのようなプロセスを辿って排除に追い込まれたのかを知ることが不可欠である。その上で、リスクの連鎖や重なりをくい止める現場レベルでの実践を踏まえた検討が必要である。

¹ 社会的排除とは、フランスで最初に提唱された概念であり、従来の「貧困」という概念を補完する基本理念としてヨーロッパ連合（EU）始め、多くの先進諸国にて注目されている。欧州委員会(EC)は、2000年のリスボン欧州理事会にて、「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」を設定することを加盟国に義務付けた。

² 従来から論じられてきた「貧困」の議論の中においても、社会的交流や社会参加の欠如、住居・教育などへのアクセスの困難などが、「貧困」から発生する問題として指摘されている（Townsend 1979）。

2. 調査の背景

社会的排除という現象を、社会調査を用いて分析するには、大きく分けて二つのアプローチがある。一つは、一般市民から無作為に抽出した人々を対象に、社会的排除の状況を表すと思われる情報を収集する方法である。社会的排除が、どれくらいの割合の人々に、どのような形態で起こっている現象であるのかを知るためには、このような一般市民を対象とする大規模調査の実施が不可欠である。このような調査は、また、社会的排除の状況にある人と、そうでない人との属性や過去の出来事の出現率の差をみることによって、どのような属性や出来事が社会的排除につながりやすいのかを分析することが可能である³。しかし、大規模調査は、社会的排除の出現率や要因分析には適した調査であるが、多くの人々を幅広く調査対象とするため、個々の対象者の詳しいライフ・ヒストリーや、個人が社会的排除に至った過程を知ることが困難である。

社会的排除を調査するもう一つの方法は、少数の対象者を対象にインタビューなどを行い、個々の事例の分析を深める方法である⁴。このような調査は一人ひとりの調査対象者に多くの時間を費やすことにより、社会的排除に至った過程やライフ・ヒストリーを詳細に把握することができる。また、社会的排除につながる要因として、子ども期の家庭環境などが挙げられるが、これらはプライバシーの深部にある事柄であり、調査員や自記式による調査票調査では把握が困難である。しかしながら、インタビュー調査であれば、調査対象者と調査者の関係を深めていくことにより、これらが「見えてくる」こともある。この調査法の欠点は、調査事例の数が少なく、調査から得られた知見が一般化できるか不明であること、また、社会的排除の状況にある人は調査対象として特定しやすいものの、その比較対象となる事例の特定が難しい点にある。

社会的排除リスク調査チームでは、後者の「明らかに社会的排除の状況にあると思われる人々を対象とした事例調査」を平成 23 年度に実施した。本報告書は、この事例調査の結果をまとめたものである。なお、前者の大規模調査も平成 24 年度に実施する予定である。

³ このような大規模な社会的排除に関する調査は、イギリス、オーストラリア、EU などで行われている (Gordon et al. 2000, Barnes et al. 2002, Muffels et al. 2002, Saunders 2011 等)。国内においても、比較的小規模の調査を用いた研究が存在する (阿部 2007、内田・李 2009、久米・大竹・奥平・鶴 2010、日下部・高木 2011)。阿部 (2007) からは、子ども期に貧困で育った人 (15 歳時点での生活意識が「苦しい」、母子世帯で育った人 (15 歳時点での家族形態)、疾病・怪我で 1 年以上就労や就学の中断経験がある人、非自発的失業経験がある人、離婚・死別の人 (再婚した場合は含まない) が統計的に有意に社会的排除のリスクが高いことがわかっており、このような過去の生活歴の影響は、現在の属性 (現在の年齢、性別、雇用形態、家族形態、現在の所得、学歴) の影響を取り除いても確認できる。久米・大竹・奥平・鶴 (2010) では、非正規労働者の社会的排除の要因として、雇用契約期間や製造業での業務内容、初職の就業携帯や学齢期の過度の遅刻、成績等が挙げられている。日下部・高木 (2011) は、ホームレス経験がある人々等、特定の調査対象ではあるものの、「不登校」「いじめ」「高校中退」「不安定・うつ」などの要因が社会的排除のリスクを高めることが報告されている。

⁴ 社会的排除・貧困のインタビュー調査もいくつか存在する (例えば、湯澤 2009)。

ホームレスや自殺者など、様々な問題を抱えた人々に対して個別の支援を行っている機関は、公的・民間ともに少ないながらも存在しており、また、これらの社会問題に関する各学会等からの知見も蓄積している。例えば、ホームレスの人々、養護老人ホームの入居者、自殺者などの生活歴に着目した生活困難・周縁化の分析には既存の研究が相当蓄積されている（厚生労働省 2012、山田 2010、自殺対策支援センターライフリンク 2008 など）。しかしながら、これらの問題を横断的に「社会的排除」という観点から分析している研究は皆無といってもよい。

本手法は、以下の点で利点があると考えられる。

まず、子ども期からのライフ・ヒストリーを詳細に追うことにより、社会的排除の引き金となった要因をより詳細に知ることができる。例えば、「子ども期の貧困」が社会的排除や貧困の要因の一つであることは、既存研究からわかっているものの（阿部 2007、Oshio et al. 2010）、「子ども期の貧困」のどのような状態（例えば、家庭内の学習環境の不整備、教育資金の不足、不十分な衣食住、不適切な養育など）が、実際の問題であったのかは、一人ひとりの対象者に詳しく話を聞かないとわからない。このようなきめ細かいライフ・ヒストリーは、大規模な調査票調査では把握することができない。

第二に、ホームレス、依存症、若年出産、自殺などといった異なる形態の問題を抱えた事例を並べて彼らのライフ・ヒストリーを比べることにより、これらの問題が共有する社会的排除のメカニズムが明らかになることである。もし、異なる社会問題を抱えた事例に繰り返し出現する共有の属性や出来事があるのであれば、これらの問題をそれぞれ独立した社会問題として捉え、個々の対応策をとるのではなく、これらに共通する要因としての「社会的排除」に対する政策の必要性が見えてくるであろう。

第三に、このような調査の実施は、対象者に対して対面式インタビュー調査を行うことが必要であり、そのために対象者と信頼関係がある支援者や福祉の実務者を調査の実施主体とすることが必要となる。そのため、調査者はおのずと各社会問題の専門家となり、どのような支援や介入が対象者に対して有効であるかなど、政策の方向性についても深い知見による提言をすることができる。

3. 調査の概要

1) 調査の目的

本調査の目的は、明らかに社会的排除の状態にあると考えられている典型的な社会問題を抱えている人々を対象（ターゲット・グループ）に、子ども期・青年期にまで遡った個人のライフコースを丁寧に追うことによって、社会的排除につながる背景とその重なりを把握し、それらの共通点・相違点を洗い出すことである。

2) 調査対象者

調査対象は、特に、社会的排除の状況が著しいと考えられる7つのターゲット・グループの若年層（18歳から39歳）である。ターゲット・グループには、典型的な社会的排除の形態と考えられる層として、以下の7つのグループを選定・設定した。

- ① 高校中退者 〈学校からの排除〉
- ② ホームレス（ネットカフェ等で生活する者も含む広義のホームレス） 〈住居からの排除〉
- ③ 非正規就労者 〈就労からの排除〉
- ④ 生活保護受給者 〈貧困〉
- ⑤ シングル・マザー 〈機会からの排除〉
- ⑥ 自殺者 〈生からの排除〉
- ⑦ 薬物・アルコール依存症 〈機会からの排除〉

これら以外にも社会的排除の状況にあると考えられる人々は存在するものの、分析を担うことが可能である研究者・支援者が存在すること、特に若年層の既存のインタビュー調査や事例・スタディ研究の蓄積がある団体や研究者が存在すること、予算の制約から、7つのグループが最終的に選定され、それぞれのグループについて調査班を設けた。

3) 調査方法

① 調査者の選定

本調査は、個々の事例のライフコースを成育歴まで遡って、そこに蓄積される潜在リスクを洗い出すことを目的としている。しかし、成育歴まで遡るようなライフ・ヒストリーは、プライバシーの最たるものであり、そのような情報を調査者に明かすこと自体が調査対象者のストレスとなり、心情を害するおそれがあるため、プライバシー保護と調査者と調査対象者の関係性に最大限配慮する必要があった。そのため、本調査では2つのグループを除き、新しく対象者に対してインタビュー等を行うことはしなかった。その代替案として、それぞれのターゲット・グループについて、すでに調査対象者となんらかの関係性を築いており、信頼関係のある調査者（支援者および研究者）による調査班を編成し、彼らがすでに行っているインタビューの中から調査対象となる事例を選定した。

① 事例の収集・分析

各グループから 5～10 事例の典型的な事例を選定し、社会的排除リスク調査チームが指定する共通の枠組みによってこれらを整理した。調査事例は、過去にすでにインタビュー調査等を実施していたり、長年の支援の中から自然と知りえた事例がある場合は、その中から選択した。このような関係が築かれた既存の支援団体が存在しない第 4 グループ（生活保護受給者）は、新しくインタビュー調査を行った。また、第 2 グループ（ホームレス）は、既存団体が把握している事例に偏りがあったため、一部、追加の新規インタビューを行った。

これらの事例について、調査対象者の個人が特定される情報は各調査班内のみで共有され、他の調査班のメンバーや社会的排除リスク調査チームスタッフに対しても一切明らかにされていない。また、独自にインタビューを行った第 4 グループの調査班は、対象者の生活保護受給者から調査協力の了解を得たうえで、インタビューを実施、プライバシー保護に配慮したうえで調査チームに報告した。

事例選定の基準は、若年層（18 歳から 39 歳）であること⁵、成育歴まで遡った情報が把握できていること、彼らと調査者に信頼関係があり、支援の方向性が見ていること、とした。

収集した事例は全 53 事例である。表 1 にその内訳を示す。

グループ	総数	性別		年齢			
		男性	女性	10代	20代	30代	不明
1 高校中退者	5	3	2	2	3	0	0
2 ホームレス	12	9	3	1	7	4	0
3 非正規就労者	8	5	3	0	4	4	0
4 生活保護受給者	9	8	1	0	3	6	0
5 シングル・マザー	6	0	6	0	4	1	1
6 自殺者	5	2	3	0	4	1	0
7 薬物・アルコール依存症	8	4	4	1	4	3	0
	53	31	22	4	29	19	1

② 共通する潜在リスクの分析と類型化

中間報告会にて、各調査班が事例を持ち寄り、全 53 事例を共有した。そして、各事例について、ライフ・ヒストリーの中から「潜在リスク」を洗い出し、リストアップした。「潜在リスク」とは、はっきりとした因果関係は立証できないものの、現在の生活困難の要因、

⁵ 自殺グループについては、自殺時点での年齢。

または、それを増幅したと調査班が考える事項である。各事例の潜在リスクを並べて比べることにより、共通する潜在リスクが存在するかを検討した。

次に、各事例にて、現在の生活困難に最も直接的につながっていると考えられる潜在リスク（以下「キー・リスク」という。）を特定した。そして、キー・リスクの種類によって、①「生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」がキー・リスクと見られる事例」、②「家庭環境の様々な問題がキー・リスクとみられる事例」、③「学校や職場などの劣悪な環境がキー・リスクと見られる事例」の3つに分類した。

検討が行われた53事例の概要は、表2にまとめられた。

③ 支援方法の検討

各類型ごとに、彼らの人生のどの時点でどのような介入がなされていれば、現在の社会的排除の状況が緩和された可能性があるのかを議論し、そこから導き出される政策提言を検討した。

③ 報告書の執筆

報告書（案）の執筆は上記の中間報告会および各調査班のレポートを基に、社会的排除リスク調査チームにて行った。そして、最終報告会にて、各調査班の代表者の参集を求め、報告書（案）を検討した上、確定した。

表2 53事例の概要

ケース#	キー・リスク	排除プロセスの状況	性	年齢	生れもった生きづらさ 発達・知的・精神・その他障害	出身家庭環境の問題										教育関係										
						貧困	親の離婚	母子・父子世帯	親からの分離	親の病気・身体障害	児童虐待・DV	親の精神疾患・知的障害	親の自殺	早すぎる離家	学歴	不登校	いじめ等	成人前の疾患・症状(精神疾患含む)								
1	ホームレス9	本人の知的障害	1	男	20代後半	知的障害	貧困家庭											高卒								
2	生保2	本人の知的障害	1	男	30代後半	軽度知的障害(疑い)	生活は安定		母子世帯									高校中退								
3	薬物依存7	本人の知的障害	1	女	10代後半	知的障害(微手帳B)	貧困家庭(生保)	親の離婚	母子世帯		母から完全な養育(母も売春)	母の知的障害			虐待から逃げるため中学で退学			中学から家出	小学校から不登校			中学から復せしめ。16歳で帰郷。少年鑑別所。17歳で再逮捕。自立援助ホーム				
4	薬物依存4	本人の知的障害	1	男	20代後半	軽度知的障害(疑い)		親の離婚(5歳)	母子世帯						保育園から強姦な親しさ(知的障害からか?)。中学で不登校(発達についていけず、高校中退)			小学校からいじめ			中学から飲酒					
5	ホームレス11	本人の発達障害	1	女	20代後半	アスペルガー(診断は大人になってから)			父子世帯							母親自殺(第一発見者)			高校中退							
6	自殺1	本人の発達障害	1	男	20代前半	発達障害(アスペルガー)大人になってから診断		親の離婚(高校の頃)										中2で不登校。通信制高校進学。	中2で不登校			小学校高学年からいじめ				
7	ホームレス10	本人の障害(その他)	1	女	20代後半				母子(離婚時不登)		母、身体障害							高校中退				性同一性障害				
8	高校中退4	子どもの期の貧困	1	男	10代後半		貧困家庭(生活保護)	父不在	母子世帯									低学カ・高校中退(クワプしか通ってない)								
9	若年シングルマザー3	子どもの期の貧困	1	女	20代前半		貧困家庭(生活保護受給せず)		母子世帯		児童養護施設・児童自立支援施設	母は疾病により死亡(本人小学校高学年の時)							高校中退		小学校から不登校あり					
10	ホームレス8	子どもの期の貧困	1	男	30代後半		貧困家庭		祖父母に育てられる						父アルコール依存症。母精神疾患で入院(小学生の頃)			祖父母に育てられるが、祖父死亡。高校中退								
11	生保3	子どもの期の貧困	1	男	20代前半		貧困家庭	親の離婚(10代後半)			一時養護施設に入所	父は心身に障害あり	DV		母は精神疾患	母の自殺(10代後半)			呼吸器疾患等で小中休みがら。定時制高校卒業							
12	生保5	子どもの期の貧困	1	男	30代後半		貧困家庭	親の離婚(幼少期)	母子世帯(母親の精神うす)									中卒で就労				いじめ、ずっと友なし				
13	高校中退1	児童虐待	1	女	20代前半		極端な貧困家庭		父のDVにより父再婚。その後母再婚			父・母ともに高校中退)			父の虐待よりシスター、養父とも虐待			母は夫のDVで精神、過激な男性関係		低学カ・高校中退	不登校					
14	若年シングルマザー3	児童虐待	1	女	20代前半		貧困家庭								経済的搾取			中卒								
15	若年シングルマザー4	児童虐待	1	女	30代前半		貧困家庭		母子世帯		養護施設・児童自立支援施設				性的虐待・母からの暴力				高校中退		小学校からあまり登校してない					
16	若年シングルマザー6	児童虐待	1	女	20代前半		貧困家庭	親の離婚	父子世帯(継妹あり)		児童養護施設出身			身体的虐待・ネグレクト・性的虐待					高校中退		小学校もあまり登校してない		糖尿病			
17	ホームレス12	児童虐待	1	女	10代後半		貧困家庭	親の離婚(16歳)						父親からの暴力(母と子に対して)				高3で家出		父から逃れるため家出(高3)・高校中退						
18	高校中退5	児童虐待	1	男	10代後半		貧困家庭							父親の過干渉・厳しいしつけ					成績よいものの、プレッシャーで休学前中退				高1でうつ。療養。			
19	自殺3	児童虐待	1	女	20代前半		貧困家庭	父親失業だが貧困とまではいかない	親の不仲(DV)						児童虐待?				高校まで成績優秀だったが、大学進学・ひきこもり	ひきこもり	学校生活の心労あった?		中2からリストカット、過量服薬			
20	高校中退3	親の精神疾患	1	男	20代後半		貧困家庭	親の離婚(15歳から)	母子世帯(15歳から)										父の病的精進		小学校から不登校・低学歴・高校中退	小学校から不登校				
21	ホームレス1	親の精神疾患	1	男	20代前半		貧困家庭(生活保護)	親の離婚(2歳)	母子世帯		養護施設(11~18歳)								母の病的精進							
22	生保9	親の精神疾患	1	女	20代後半		貧困家庭	中学より経済困難							不適切な養育(親子関係・家族関係)					専門学校中退		小学校いじめあり				
23	薬物依存3	親の精神疾患	1	男	30代前半		貧困家庭								抑圧的な父・暴力(母と子に)				親のAL依存症(未治療)		大卒		高1からアルコール依存症			
24	薬物依存5	親の精神疾患	1	男	30代前半		貧困家庭								家庭内不和・過度な期待				親のAL依存症(未治療)		高校不登校・大学進学も退学	高校1か月不登校	中学いじめ	高校からマリファナ		
25	薬物依存1	親の知的障害	1	女	20代前半		貧困家庭								親のDV(父から母へ)				母の知的障害		14歳で交際。16歳で結婚	中2までしか行かず	中学不登校	中学から暴走族・シンナー	おそく薬物依存	
26	高校中退2	親の自殺	1	女	20代前半		極端な貧困家庭	7歳から母子家庭	母子(7歳)。一時養護施設。その後継妹不登校						虐待・ネグレクト				父の精神疾患(後自殺)。母のいっゆる貧しい物依存症		高校中退		高校ほとんど行かず	精神疾患(中2から)		
27	自殺5	親の自殺	1	女	20代後半		貧困家庭												父親の自殺					父が亡くなり、大学諦める		
28	若年シングルマザー1	早すぎる離家	1	女	20代後半	知的障害(疑い)	貧困家庭		父子世帯										不適切な養育		高校2年時に家出(その後1年離野舎生活)	高校中退				
29	ホームレス6	早すぎる離家	1	男	30代後半		貧困家庭	(家族不明)	(家族不明)		養護施設出身(0~15歳)										中卒					
30	ホームレス7	早すぎる離家	1	男	20代後半		貧困家庭								父親から激しい暴力・ネグレクト					中卒で住み込み					父親の暴力から逃れ、家を出たため中卒。定時制高校中退	
31	自殺2	学校生活	1	女	20代後半		貧困家庭													司法試験で失敗				いじめ(中学)⇒過敏性腸炎		
32	ホームレス2	学校生活	1	男	20代後半		貧困家庭														大卒			いじめ(小学校~高校)		
33	薬物依存2	学校生活	1	女	20代前半		貧困家庭								抑圧的な父・暴力(母と子に)				アルコール依存症(未治療)		短大中退			中学での過酷ないじめ	中学から薬物依存症(ドラッグス)	
34	生保4	職場環境	1	男	30代後半		貧困家庭														大卒					
35	生保7	職場環境	1	男	30代後半	知的障害(疑い)	貧困家庭	両親離婚(10代前半)	母子世帯(10代前半から)												高卒					
36	生保8	職場環境	1	男	30代後半		貧困家庭														高卒					
37	非正規3	職場環境	1	男	20代前半	知的障害(疑い)	貧困家庭														専門学校卒					
38	非正規6	職場環境	1	男	30代前半		貧困家庭														大学新聞奨学生、仕事で2年留年					
39	非正規7	職場環境	1	女	20代後半		貧困家庭														中卒				充実した学校生活	
40	ホームレス5	不安定職	1	男	30代後半		貧困家庭	親の離婚(6歳)	父子世帯												中卒					
41	ホームレス3	不安定職	1	男	30代後半		貧困家庭	親の離婚(18歳)													中卒					
42	ホームレス4	不安定職	1	男	20代後半		貧困家庭														高卒				人間関係は苦手	
43	生保6	不安定職	1	男	30代後半		貧困家庭		母子世帯						母の疾病(成人後)						専門学校卒					
44	非正規1	不安定職	1	男	20代後半		貧困家庭																		(決して裕福ではないが、奨学金を受けて高校・大学進学。親子関係については不明。)	
45	非正規2	不安定職	1	女	30代後半		貧困家庭																		(幼少青年期は、両親世帯、親との関係も良好、普通の家庭)	
46	非正規4	不安定職	1	男	20代後半		貧困家庭																		(成育歴、なし)	
47	非正規5	不安定職	1	男	30代後半		貧困家庭																		(両親世帯、暮らし向きはきつかった)	
48	非正規8	不安定職	1	女	30代前半		貧困家庭																		(両親世帯、裕福)	
49	若年シングルマザー2	夫のDV	1	女	20代前半		貧困家庭														10代で出産(その後、結婚)	定時制高校卒業(途中で休学あり)	中学1年の時に不登校			
50	生保1	本人の精神疾患	1	男	20代後半		貧困家庭(借金あり)																		母精神疾患	
51	自殺4	本人の精神疾患(成人後)	1	男	30代後半		貧困家庭																		博士課程で行き詰まり	
52	薬物依存6	本人の精神疾患(成人後)	1	女	20代後半		貧困家庭	親の離婚(6歳)	母子世帯																13歳より摂食障害(体操選手だったため、その後退部。高校ではほぼ、飲酒(いつも不安)	
53	薬物依存8	本人の精神疾患(成人後)	1	男	30代前半		貧困家庭								抑圧的な父	母強迫症状	(本人成人後に自殺)				大学院中退					大学院から薬物依存症

社会的排除の潜在リスク

1) 共通する潜在リスク

本調査では、若年（18歳から39歳）の高校中退者、ホームレス、非正規就労者、生活保護受給者、シングル・マザー、自殺者、薬物・アルコール依存症の発症者の事例を分析したが、これらの事例は問題の表出形態は異なるものの、彼らが子ども期・成人期に経験してきた様々な「生きづらさ」は近似している。

これらの「生きづらさ」は、それ自体が決定的に社会的排除に結びつくものではないものの、社会的排除に陥る可能性を高くする潜在的な要因と考えられる。そのため、本報告書では、これらを、「潜在リスク」と呼ぶこととする。53の事例にて繰り返し出現した潜在リスクを列挙すると以下となる。

【子ども期に発生した潜在リスク】（カッコ内は事例数）

- ・本人の障害(10)
- ・出身家庭環境
出身家庭の貧困(21)、ひとり親や親のいない世帯(22)、児童虐待・家庭内暴力(18)、親の精神疾患・知的障害(13)、親の自殺(5)、親からの分離経験者(7)、早すぎる離家(10)
- ・教育関係
学校におけるいじめ(8)、不登校・ひきこもり(12)、学校中退(22)、中卒(6)、学齢期の精神疾患・その他疾患(13)

【成人期に発生した潜在リスク】

- ・本人の疾病・障害
本人の精神疾患・その他疾患(33)
- ・職場環境・生活環境
初職の挫折(45)、リストラ・倒産等(8)、職場における人間関係トラブル(12)、劣悪な労働環境(5)、不安定就労・頻繁な転職(45)、風俗関連産業・援助交際(9)
- ・家庭環境
若年妊娠・シングル・マザー(8)、結婚の失敗・配偶者からのDV(9)、親（実家）との断絶・帰れる家の欠如(24)、住居不安定(19)、借金(4)

分析された事例においては、これらのリスクが、単一に発生することは稀であった。明らかに関連する二つ（以上）のリスクが併発している事例も多いが、まったく関係がないと思われてきたリスクが併発している事例もある。関連する二つのリスクは、明らかな因果関係があるものもある。例えば、母子世帯と貧困は併発している事例が多いが、一般的

に母子世帯における貧困率がきわめて高いことは諸文献によって明らかであり（厚生労働省 2010、阿部 2007 など）、母子世帯というリスクと、貧困というリスクは同時発生しやすいことがうかがわれる。一方で、関連が明らかでない二つのリスクが併発している場合もある。例えば、親の精神疾患・知的障害など出身家庭環境の問題と、成人後の劣悪な労働環境が併発している事例は多数あるが、この二つのリスクの関係は明らかとなっていない。このような場合、関係のない二つのリスクが偶発的に同時発生したときに社会的排除のリスクが高まるのか、一つのリスクがもう一方を誘発する関係にあるのかの判断が不能である。

これらのライフコースにおける様々な潜在リスクの出現のパターンに、グループごとの違いはない。これらの事例が抱える潜在リスクは重複しており、彼らが生活困難に至ったプロセスも類似している。ホームレス、生活保護、薬物・アルコール依存症、高校中退、若年妊娠によるシングル・マザーは、その現れ方こそ違いはあるものの、根本的に「社会的排除」という一つの社会問題として括ることが可能である。若年非正規労働者については、その母集団が大きいこともあり⁶、そのほかのグループに比べて、生育期や学齢期の問題が少ない傾向があるものの、このグループの中にも親からの虐待や、親との死別などの経験者が入っており、社会的排除を 0 から 1 へのベクトルと考えるのであれば、社会的排除の傾向があると考えるのもよいであろう。すなわち、これまで、これらの生活困難は、それぞれ独自の社会問題として捉えられてきたが、これらをすべて社会的排除という一つの社会問題として捉え、これらを社会的排除の結果としての社会問題の表出の仕方の違いと見ることができる。

⁶ 25～34 歳における非正規労働者の割合は、男性 15.2%、女性 41.0%である（2011 年値。労働力調査(詳細集計)）。

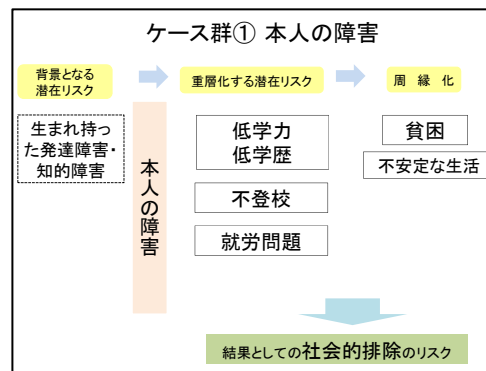
2) 主な潜在リスク

主な「潜在リスク」が発生している事例では、以下のような状況が見られた。

子ども期に発生した潜在リスク

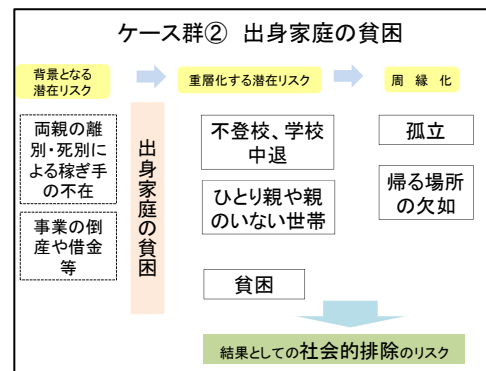
【ケース群① 本人の障害】全 10 事例（生活保護 2、ホームレス 3、薬物・アルコール依存症 2、非正規 1、シングル・マザー 1、自殺 1）

本人がなんらかの障害を抱えている、もしくは障害が疑われるケースは、53 事例中 10 事例存在した。障害の種類は、知的障害、発達障害が多く、その他の障害も若干含まれる。これらのケースに共通するのは、障害が比較的軽度であり、子ども期に発見・診断・対処がなされなかったことである。そのうちいくつかのケースは成人となつてから診断されたものもあるが、他は、調査者がケースに関わった時点においても診断されておらず、調査者が障害を疑うケースである。すべてのケースではないものの、これらの多くのケースでは、早い段階から学校生活になじめず、勉強についていけなかったり、いじめを受けたりしている。また、就労してからも様々な問題を抱え、約半数の 6 事例においては精神疾患等の心身の不調を記している。



【ケース群② 出身家庭の貧困】全 21 事例（ホームレス 6、シングル・マザー 5、生活保護 5、高校中退 4、薬物・アルコール依存症 1）

子ども期のリスクの中で頻繁に見られたのが「出身家庭の貧困」であった（21 事例）。うち、出身家庭において生活保護を受給していたことが明らかになっているのは、3 事例である。また、多くの事例で低学歴（中卒、高校中退）となっていた。貧困に陥った要因をみると、①両親の離婚、死別によって稼ぎ手（多くの場合父親）が不在となることによる貧困、②事業の倒産や借金等による貧困、に大別できる。①の場合はもちろんのこと、②の場合であっても、例えば、父親の事業倒産及び多額の借金によって両親が離婚に追い込まれた事例があり、【ひとり親や親のいない世帯】となるリスクと連鎖していることが多い。21 事例中、14 事例は、ひとり親や親のいない世帯に育っている。これらの多くにおいて、不登校、学校中退を併発している（12 事例）。また、経済的理由により進学をあきらめたり、中退せざるを得なかったと確認できたのは 3 事例であった。

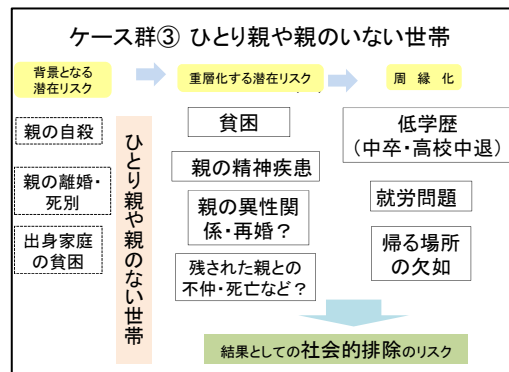


出身家庭が貧困であることの影響は、成人後も続く。実家が生活保護受給中のため、自分が実家に戻ると生活保護を打ち切られてしまうと考え、帰ることができない、生活に困

窮したときに頼れないなど、実家の貧困に起因する孤立と家族のセーフティ・ネットの欠如がうかがわれた。

【ケース群③ ひとり親や親のいない世帯】全 22 事例（ホームレス 6、生活保護 5、シングル・マザー 4、高校中退 4、薬物・アルコール依存症 3）

両親の離婚や死別等によって、父親のみ、母親のみ、祖父母等に育てられたり、親からの分離の経験のある事例は、22 事例あった。そのうち、20 事例がひとり親世帯、2 事例が両親ともいない事例である。ひとり親世帯では、母子世帯が多いが（16 事例）、父子世帯も 4 事例であった。なお、ひとり親世帯となった時期は 0 歳から 15 歳までまちまちである。ひとり親世帯、祖父母世帯

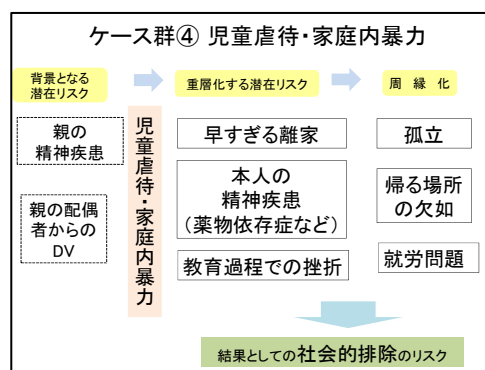


に関連するリスクとして、もっとも顕著であったのが【貧困世帯】であった（14 事例）。また、その貧困世帯のすべてではないものの、うち多くの事例で低学歴（中卒、高校中退）となっていた。貧困問題を抱えない世帯の場合、なんらかの本人の障害（アスペルガー症候群など）が疑われた。また、父子世帯は 4 事例であるが、そのすべての事例で低学歴であった。

ひとり親世帯においては、残された一人の親の養育能力に問題がある場合、家庭がまったくの機能不全となる。母子世帯の事例において、母親に精神疾患（依存症など）が認められるのは 3 事例であったが、どの場合も劣悪な成育環境である。一方で、母子世帯で貧困状況で育ちながらも、母と強い絆を保ち、専門学校卒業後に就職という事例もある。この事例は、その後、数年たったのちに退職して、生活保護受給となるものの、現在は職業訓練を受講しており前向きな状況である。

【ケース群④ 児童虐待・家庭内暴力】全 18 事例（薬物・アルコール依存症 6、シングル・マザー 4、ホームレス 2、生活保護 2、高校中退 3、自殺 1）

児童虐待（ネグレクト、性的虐待、精神的虐待、経済的搾取など）や家庭内暴力（父親から母親など、大人間の暴力含む）の被害に遭っている事例は 18 事例であった。その内容は、身体的暴力、ネグレクト、性的虐待、売春強要、経済的搾取などから、抑圧的な養育、過干渉、過度な期待などの精神的虐待まで様々である。父から母への家庭内暴力も散見された。家庭内暴力、児童虐待から派生する一つのリスクは、早すぎる離家である。親の暴力、虐待から逃れて家出した事例、



中卒で住み込み就労を選択した事例などが、これにあたる。実父の虐待から母子共に逃れたものの、すぐに母親が再婚し、義父から虐待される事例もあった。この事例では、実父のDV（ドメスティック・バイオレンス）の影響で母も精神疾患を発症しており、母からの暴力もこれに加わった。

これらの大多数の事例では、学校生活に影響が見られている。中卒や、高校、専門学校、大学中退は16事例であり、無事、入学した最後の学校を卒業したのは2事例のみである（うち1事例も高校在学時より精神疾患の症状が出ている）。また、多くが現在でも精神疾患を抱えている（12事例）。これらの事例はその後の就労状況も芳しくない。

このように家庭内暴力・児童虐待の被害にあった事例の多くは、教育過程での挫折、本人の薬物・アルコール依存症などの精神疾患、早すぎる離家、という経緯をたどっているが、この中には、経済問題を伴っている世帯と伴っていない世帯が混在する。一方では、食事にも事欠くような成育環境であった事例があり、他方では、平均的な経済状況の家庭で育ったものの、幼児期から父親に過度に期待され、厳しいしつけ・過干渉されたことにより、頑張りすぎ、体調（精神を含む）を崩して、高校中退に至る事例もあった。

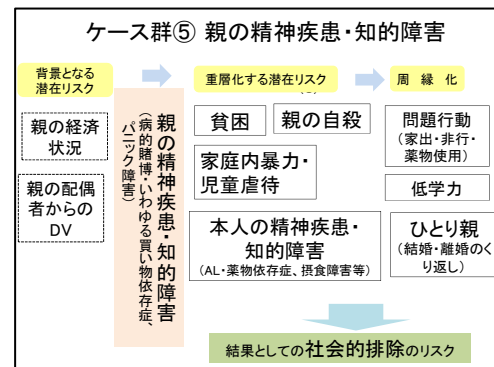
【ケース群⑤ 親の精神疾患・知的障害】全13事例（薬物・アルコール依存症6、高校中退3、ホームレス2、生活保護2）

親の精神疾患または知的障害が疑われた事例は13事例であった⁷。調査対象者からの間接的な情報のみなので、精神疾患や知的障害の詳細は詳しくわからないものや、精神疾患と診断されたが病名は明らかでないものもあるが、アルコール依存症と疑われるものは4事例、病的賭博（いわゆるギャンブル依存症、パチンコ依存症等）が2事例、

いわゆる買い物依存症1事例、その他詳細が不明な精神疾患が5事例、知的障害の疑いが2事例であった。このうち、後に自殺に至った事例も4事例ある。中には、両親ともに精神疾患を抱えている事例（2事例）や、ひとり親世帯で親が精神疾患を抱えている事例（3事例）もあった。これらの事例の多くが、家庭内暴力・児童虐待を伴っており（9事例）、また、貧困問題も抱えている（8事例）。

親の精神疾患・知的障害による家庭・生育環境への影響として懸念されるのが、子ども本人の精神的不調や後の精神疾患発症との関連である。親の精神疾患または知的障害があった事例で本人も精神疾患を発症している事例が10事例見られた。うち、7事例は薬物・アルコール依存症である。

親の知的障害の事例も2事例あった。どちらも、ごく早い時期から家庭が機能しておら



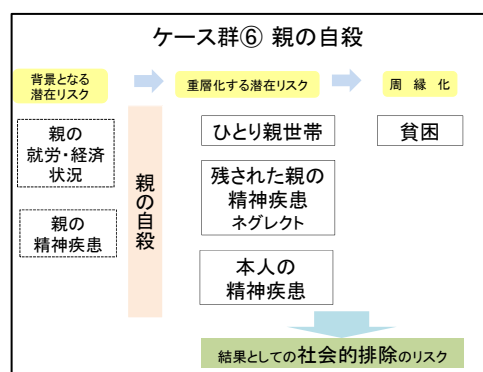
⁷ 本分析では、親への接触は行っていない場合がほとんどであるため、親の疾患についての情報は調査対象者本人からの情報のみに基づいており、すべて「疑い」である。

ず、家庭内暴力、親の離婚、貧困などが重なった状況で子どもが育っている。そのため、子ども本人は中学校の時期から家出や非行、薬物使用などの問題行動を始めており、2事例とも薬物・アルコール依存症となっている。うち1名は本人にも知的障害があり、文字の読み書きも不可能、もう一人は結婚、即離婚、再婚、DV、離婚を20歳までに経験しており、薬物・アルコール依存症でありながらシングル・マザーでもあった。

【ケース群⑥ 親の自殺】全5事例（薬物・アルコール依存症1、自殺1、高校中退1、ホームレス1、生活保護1）

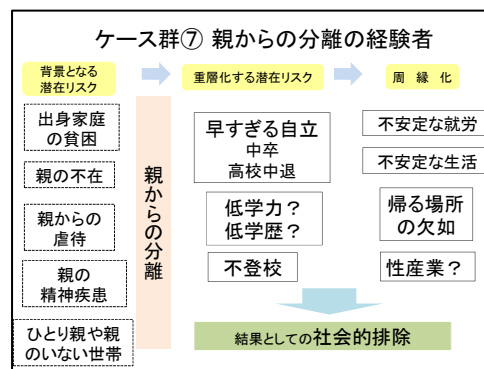
どちらかの親が自殺をしている事例は4事例あった。本人が成人してから親が自殺した1事例を含めると全5事例である。親の自殺は必然的にひとり親世帯に帰結し、さらに、残された親が母親の場合は、貧困問題へと直結するリスクが大きい。残された一人の親の養育能力に問題がある場合、家庭がまったくの機能不全となる。例えば、20代前半の女性の事例では、父親が精神疾患の末、本人が小学生のとき自殺しており、父の自殺が直接的な貧困の要因ではあるが、残された母にも養育能力・生活能力がまったく欠如しており、小学校時代からネグレクト状況で育つ。その後、児童相談所や一時保護施設などの福祉行政が関わるも、高校中退、本人も精神疾患を発症している。

また、親の自殺は子どもの精神面にも大きい影響を与える。親の自殺について子どもが強い自責感情を持つようになり、後に自身も精神疾患を発症している事例が2事例あった。親の自殺は多くの場合、それに至るまでに親の精神疾患として問題化しており、前記の親の精神疾患のリスクと同様に、子ども本人の精神疾患の事例が目立った。全5事例のうち、子ども本人がなんらかの精神疾患を抱えているのは4事例にのぼる。



【ケース群⑦ 親からの分離】全7事例（シングル・マザー3、ホームレス2、生活保護1、高校中退1）

学童期に親から分離され、児童養護施設等を利用することになったのは7事例であった。この中には、生まれてすぐから中学卒業まで継続して入所していた事例から、一時的に入所していた事例まで、分離の形や期間は様々である。親から分離された背景には、出身家庭での貧困問題、ひとり親や親のいない世帯、児童虐待、親の精神疾患などの他の潜在リスクが、多くの場合、複数存在する。これらの潜在リスクはそれぞれ様々な悪影響を及ぼすが、親から分離されたこと独自のリスクもいくつかのケースにて見られ



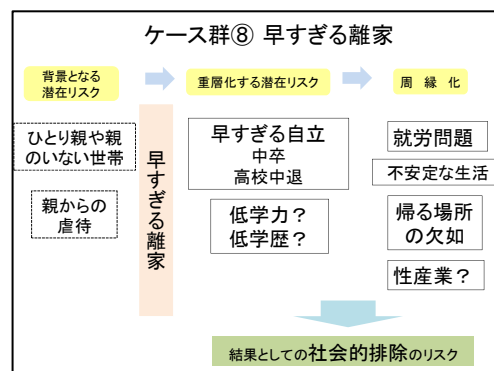
た。例えば、高校に進学しない場合の早期（中卒時点）の自立（離家）、自立後には、「帰る場所」の欠如などである。7事例のうち、1事例が中卒、4事例が高校中退、2事例が高卒であるが、小学校においても不登校であまり登校していない事例も3事例あった。親からの分離を経験した者の場合、教育からの早い時点での離脱は、帰るべき家庭がないということから、即自立を促されることとなるが、その移行は、今回見たすべての事例において安定的な職、生活に結びついていなかった。

【ケース群⑧ 早すぎる離家】全10事例（ホームレス5、薬物・アルコール依存症2、シングル・マザー2、生活保護1）

なんらかの理由によって、18歳未満で生家から離れ（離家）、自立しなければならなかった事例は10事例あった。離家の理由は、育ててくれた祖母の死去、児童養護施設からの退所、中卒で住み込みの仕事に就職、結婚、親の虐待から逃げるための家出などである。これらの事例においては、一時的には就労、結婚といった生活の安定を手に入れるものの、すべての事例において長続きをせず、数年を待たずに、その生活も崩壊している。

18歳未満の離家においては、就労においても不利であり、住み込み就労か、スーパーなどのアルバイト、風俗関連産業などに従事することが多い。

また、これらのケースの多くにおいては、帰れる家がない状況にあり、生活が破たんしても駆け込める場所や支援の手を差し伸べる家族がない。

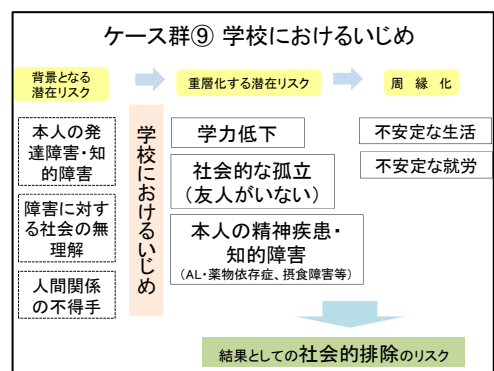


【ケース群⑨ 学校におけるいじめ】全8事例（薬物・アルコール依存症3、自殺2、生活保護2、ホームレス1）

学校における「いじめ」があったと明確に判断している事例は8事例であった。ただし、「小学校のころから不登校気味である」、「人間関係が苦手だった」など、いじめの可能性があると疑われる事例はこれ以外にも数事例散見される。いじめの多くは、小学校、中学校で起こっている。

いじめがあった事例の中でも、その度合いは様々である。小学校でいじめを経験したものの、その後友人に恵まれた事例もあれば、小学校から高校まで継続的にいじめにあっており、その後会社に勤めた後も先輩からのいじめが原因でうつ状態となり、解雇に追い込まれたという事例もあった。

いじめに至る要因を特定することはできないが、小学校入学前からまったく友人ができ

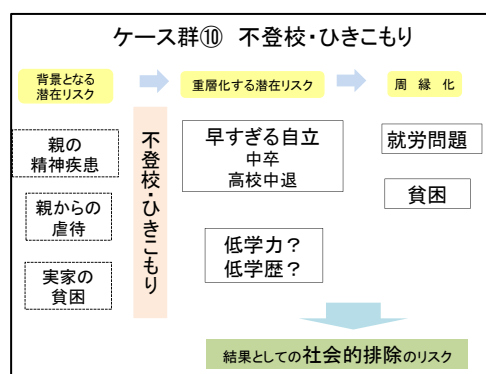


ず、常に強烈な寂しさを感じていた 1 事例においては軽度の知的障害が疑われ、障害に対する周囲の理解の欠如がいじめにつながった可能性もある。

いじめを経験した 8 事例のうち、後に友人に恵まれた 1 事例を除いた 7 事例において成人してから精神疾患（薬物・アルコール依存症含む）を患っている。また、学齢期から飲酒、マリファナ、薬物に対する依存症があった事例も 3 事例あった。学齢期のいじめは、学校生活の妨げとなり、学力の低下を引き起こす恐れがあるだけでなく、その後の心理的ウェル・ビーイング（幸福感）にも影響を及ぼす可能性が示唆される。

【ケース群⑩ 不登校・ひきこもり】全 12 事例（シングル・マザー 4、高校中退 3、薬物・アルコール依存症 3、自殺 2）

学齢期において不登校・ひきこもりがあったのは、12 事例であった。うち、5 事例は小学校の頃から不登校の経験をしている。この 12 事例の中で、不登校があったもののその後学業を続け卒業まで至ったのは、中学校のときに不登校であった 2 事例のみである（うち 1 事例は定時制高校、1 事例は通信制高校進学）。残る 10 事例は、たとえ進学してもその後中退など、学業を全うできていない。うち 2 事例は、中学校も修了していない。

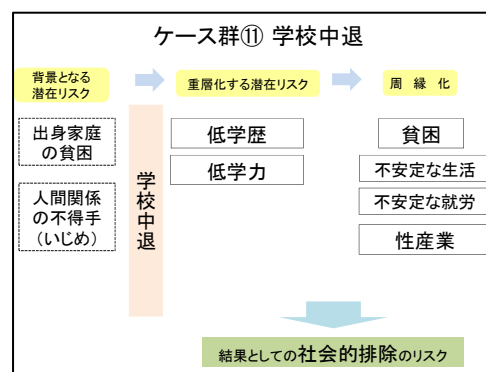


【ケース群⑪ 学校中退】全 22 事例（高校中退 5、ホームレス 5、薬物・アルコール依存症 4、シングル・マザー 4、自殺 2、生活保護 2）

高校などを中退した事例は 22 事例であり、次項の【中卒】も含めると、学業の途中での脱落は全事例の半数を超える。高校中退の事例として挙げてきた 5 事例はもちろんのこと、シングル・マザー、ホームレス、薬物・アルコール依存症の事例においても、中退は頻繁に見られるリスクである⁸。中退のほとんどは高校である（16 事例）が、数事例の大学・大学院中退（4 事例）、専門学校中退（1 事例）、短大中退（1 事例）も見られる。

22 事例のうち、出身家庭が経済的困窮状態にあったのは 11 事例である。半数であるものの、学業中退の背景には経済的問題のみならず、様々な複合的なリスクが存在している。

中退後は、就労する事例が多いものの、初職からアルバイトであり、キャリアを積める就労が困難であることが多い。特に女性の場合は、キャバクラ、スナックといった風俗関



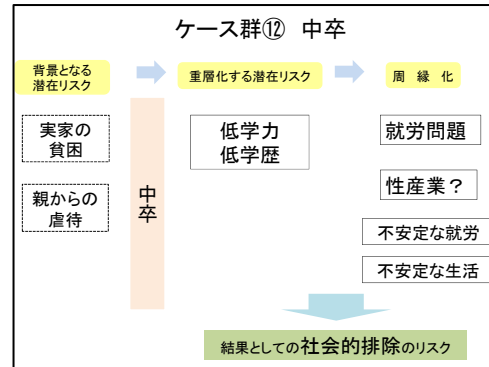
⁸ 非正規労働者として挙げられた 8 事例の中では、学業中退している事例は 1 つもなかった。

連産業や援助交際にて生活の糧を得るといった例も数事例みられた。

【ケース群⑫ 中卒】全6事例（ホームレス2、薬物・アルコール依存症2、生活保護1、シングル・マザー1）

中卒や中学校を最後まで通っていない事例は6事例であった。

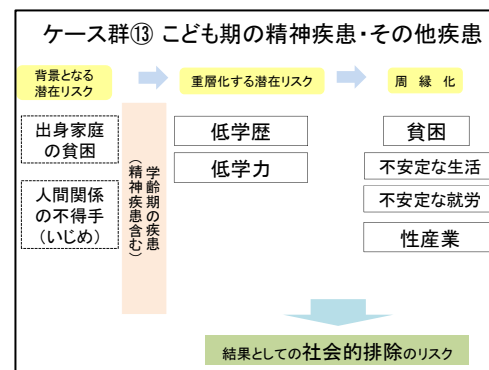
中学卒業後にとれる道は限られており、住み込みの仕事についての事例が3事例、自宅から通った事例が1事例あるが、うち3事例については職場環境が劣悪でありその後には辞めている。



【ケース群⑬ こども期の精神疾患・その他疾患】全13事例（薬物・アルコール依存症7、高校中退2、シングル・マザー1、自殺1、生活保護1）

こども期に何らかの疾患を抱えていたのは全13事例あった。薬物・アルコール依存症（アルコール、マリファナ、覚せい剤、シンナー、ブタンガス）、その他の精神疾患（うつ病、摂食障害、また診断名は不明なものリストカット・過量服薬を繰り返すケース等）、その他身体的疾患である。半数以上を占める薬物・アルコール依存症は、早いものは中学時代から始まっており、これがそのまま成人後の薬物・アルコール依存症へとつながっている。若年薬物・アルコール依存症の事例として挙げられた全8事例のうち、4事例は高校までに依存症が始まっており、薬物・アルコール依存症は早い時期に深刻化する傾向があるとも言える。また、こども期の依存症を含む精神疾患は、ホームレスや高校中退などの事例として挙げられているケースであっても、調査対象者が打ち明けていないだけの可能性もある（特に、アルコール依存症など）。

これらの事例は、多くが高校中退やときには中学未修了となっているが、数例においては大学まで進学している。すなわち、疾患がそのまま学校生活の完全崩壊を引き起こしていないケースもある。しかしながら、大学進学しても中退したり、疾患を抱えながらの就労となり、最終的には生活困難に至っている。今回挙げられた13の事例においては、こども期の疾患はすべて、成人後（現在）の精神疾患等と継続している。



成人期に発生した潜在リスク

【ケース群⑭ 本人の精神疾患・その他疾患】全 33 事例（ホームレス 9、薬物・アルコール依存症 8、自殺 5、生活保護 4、非正規 3、高校中退 2、母子 2）

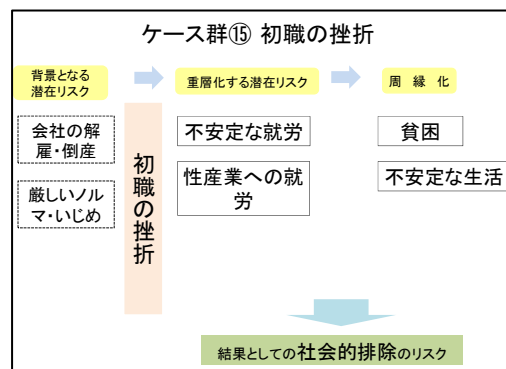
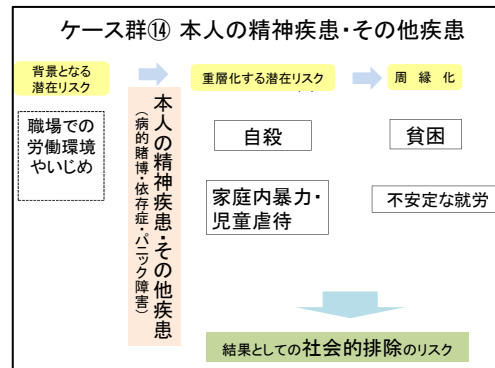
成人期に達してからの本人の疾患は合計 32 事例となり、次項の【初職の挫折】に続いて、もっとも頻繁な潜在リスクであった。33 事例中、腰痛を抱える 1 事例を除いて、すべてが精神疾患（またはその疑い）であった。内容的には、躁うつ病、うつ病、統合失調症等、又はその疑いが多くみられた。なお、本調査では、対象者の疾患について専門的な診断があるわけではないので、これらはすべて本人の申告および調査者の観察に基づく。事例の中には、強い自殺願望や自殺未遂、強迫症状、強い不安、対人恐怖、睡眠障害、摂食障害、高次脳機能障害、回避性人格障害、パニック発作などが多い。しかし、障害者手帳をもつ人は少なく、公的な支援とはつながっていない。

また、依存症も多い（疑いも含む。11 事例）。具体的には、アルコールをはじめとする薬物・アルコール依存症が多い。また、病的賭博やいわゆる性依存症なども数事例あった。薬物・アルコール依存症などは、専門の医療機関や支援団体・自助グループなどが存在しており、これらにつながっている事例もあるものの、問題が深刻であるにもかかわらず、まったく支援につながっていない事例もある。

これらの精神疾患は、本人の生活を著しく困難なものにするだけでなく、就労という点において大きな障害となっている。精神疾患の症状や薬の副作用を理由に解雇されたり辞職に追い込まれた事例、また、精神疾患ゆえに再就職が困難な事例が確認されただけでも数事例あった。また、職場での労働環境やいじめが精神疾患の要因となっているケースも多い。

【ケース群⑮ 初職の挫折】全 45 事例（ホームレス 12、生活保護 8、非正規 8、薬物・アルコール依存症 6、高校中退 4、自殺 4、シングル・マザー 3）

就労に関する潜在リスクは、解雇、劣悪環境、転職など多々あり、本調査の対象者がほぼすべてに共通するリスクである。「就労問題」の経験がなかった事例は、学校から直接入院となった事例などの 8 事例のみである。すなわち、ほとんどの事例は少なくとも一度は就労をトライしている。しかし、そのトライは彼らをさらなる社会的排除に追い込む結果となっている。特に顕著なのが、初職の挫



折である。学卒後の初職が正社員であったが、比較的短期間でその仕事を辞めているケース（20 事例）と、初職からアルバイトや派遣労働など労働市場の周縁に置かれているケース（25 事例）は、ほぼ半々であった。

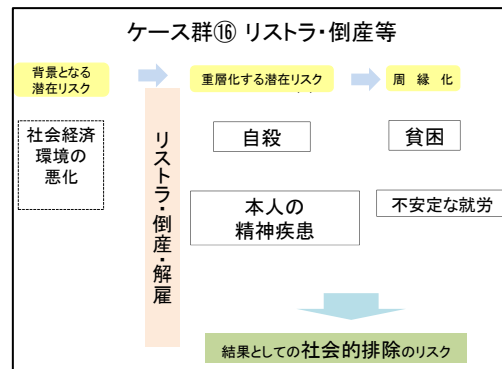
前者の場合は、解雇、倒産、いじめや厳しいノルマ、長時間労働など劣悪な職場環境により自主退職などネガティブな要因で初職を離職するケースが大多数であるが、中には、自立やよりよい職への転職を目指したものの失敗するケースもある。成人前に初職についている場合は、何も職場に問題がなくても転職を求めて離職する事例が目立った。

後者の場合は、短期のアルバイト、風俗関連産業、日雇い派遣など、職場環境も待遇も劣悪な事例がほとんどである。これらのケースでは、初職から労働市場との結びつきが弱く、離職－転職を繰り返している。

【ケース群⑩ リストラ・倒産等】全 8 事例（生活保護 4、非正規 3、ホームレス 1）

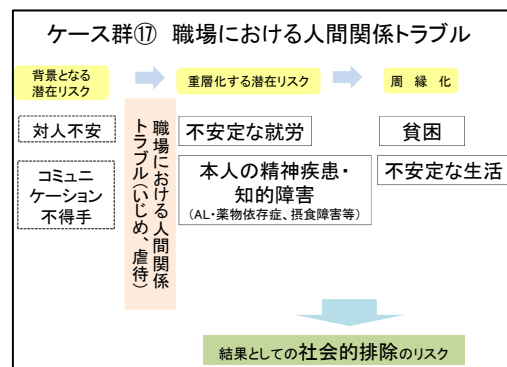
リストラ、倒産、解雇など本人の意思とは言い難い理由で離職した事例は、確認されたもので 8 事例であった⁹（契約期間切れを除く）。リストラなどは、本人の自尊心をも大きく傷つける。ある事例では、子ども期に大きな問題はなく、人間関係が苦手な若者ではあるが、高卒後大手メーカー子会社の正社員として働き、その仕事を誇りに思っていたもののリストラの対象となってしまった。

この事例では挫折感がある一方、元の仕事への思いも強く、次のキャリアへ踏み出しにくい状態が続いた。しかし、あからさまなリストラはむしろ珍しく、離職の理由は、圧倒的に自主退職が多い。ただし、それが追い込まれたものなのか、そうではないものかの判別は難しい。



【ケース群⑪ 職場における人間関係トラブル】全 12 事例（ホームレス 4、非正規 3、生活保護 2、シングル・マザー 1、自殺 1、薬物・アルコール依存症 1）

職場における人間関係のトラブルがあったのは 12 事例であった。うち、職場でのいじめや虐待などを経験したのは 6 事例であり、いずれも退職に至っている。また、コミュニケーションがうまくいかない、上下関係がうまく築けない、対人不安が強いなどの問題を経験したのも 6 事例、いずれも退職に至っている。職場でのいじめや虐

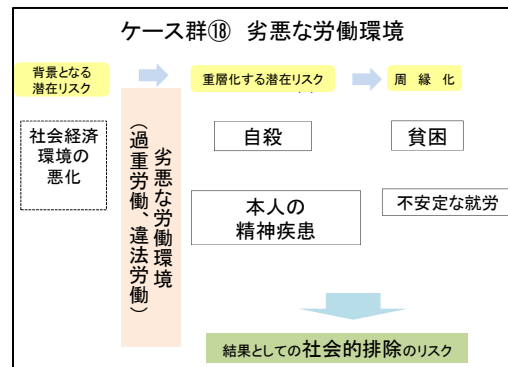


⁹ ただし、事例の多くでは転職を繰り返しており、その都度の離職の理由はすべて把握されていないため、リストラ、倒産、解雇を経験した事例はこれよりも多い可能性もある。

待は、精神疾患の引き金となっている例も多い。

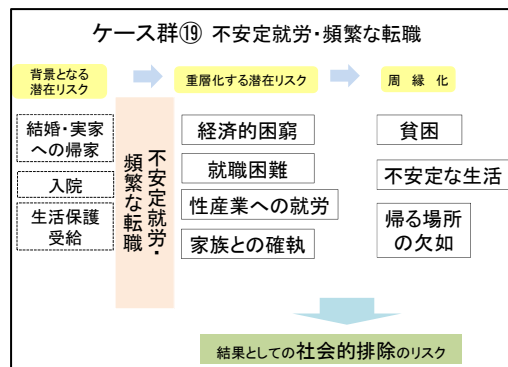
【ケース群⑩ 劣悪な労働環境】全 5 事例（ホームレス 2、生活保護 1、シングル・マザー 1、高校中退 1）

53 の事例の多くにおいては、良好な労働環境とは言えない状況が垣間見られるものの、あからさまな過重労働や過重ストレスがあったとみられる事例は 3 事例である。住み込みの飲食店勤務にて、睡眠時間も 3 時間程度という過酷な労働に身も心もボロボロになり逃げ出した事例、正社員ながらもノルマの厳しさから精神的不調をきたした事例、36 時間連続勤務を強要された事例などである。また、この他にも、接客業にて客からの暴力被害に遭った事例が 2 事例あった。



【ケース群⑪ 不安定就労・頻繁な転職】全 45 事例（ホームレス 12、生活保護 98、非正規 8、薬物・アルコール依存症 6、高校中退 4、自殺 4、シングル・マザー 3）

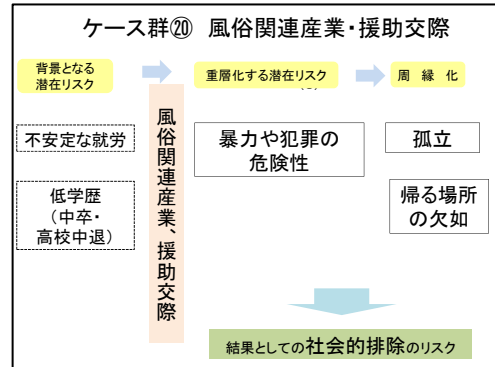
基本的にすべての事例において、初職の挫折後、または、初職から、不安定就労そして頻繁な転職を繰り返している。これらの経験がないのは、就労経験がない事例のみである。また、結婚、実家への帰家、入院、生活保護受給などの理由により一時的に労働市場から離脱する事例もあるが、再度不安定就労となっており、一時的離脱と不安定就労とを行き来している。不安定就労が続くほど、転職が困難となり、アルバイトや日雇派遣、風俗関連産業などしか選択肢がなくなっていく。失業保険等もなく、いつ切られるかわからない短期のアルバイトや製造業派遣などを繰り返していた人が多かった。



さらに、いくつかの事例において、不安定就労を繰り返すことが、経済困窮のみならず、同居家族との確執を生んでいた。実家に住んでいたが、仕事があったり、なかったりという不安定な状況に家族とトラブルになり、家を出た事例などがこれにあたる。

【ケース群⑳ 風俗関連産業・援助交際】全9事例（ホームレス4、高校中退2、シングル・マザー2、薬物・アルコール依存症1）

不安定就労もままならない場合は、風俗関連産業や援助交際といった生活の手段を選択することとなる。53事例中、キャバクラ、スナック、その他風俗関連産業や援助交際にて生計をたてたことがあるのは9事例（女性8名、男性1名）であった。これらの多くのケースが未成年、かつ、中卒・高校中退の学歴で家を出ている。中には16歳から生活

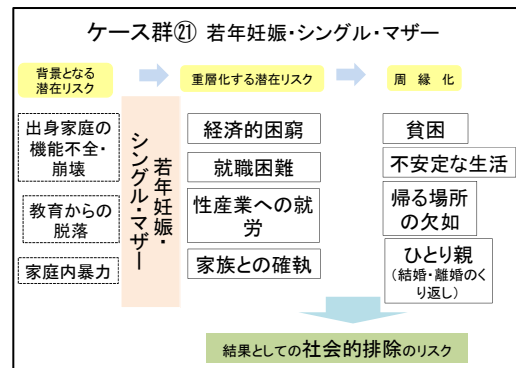


のため風俗関連産業で働いていたケースもあった。特に若年の女性が身一つで生活しなければいけない場合、風俗関連産業や援助交際が唯一の選択肢となることがうかがわれる。

風俗関連産業などでの就労は、暴力や犯罪の危険性を伴う。9事例のうち、2事例においては職場での暴力被害に遭っており、また、1事例においては客から覚せい剤を勧められ、その後逮捕されている。

【ケース群㉑ 若年妊娠・シングル・マザー】全8事例（シングル・マザー6、生活保護1、薬物・アルコール依存症1）

若年妊娠は、シングル・マザーとなるリスクを高める。シングル・マザーとなること自体が問題であるとは言えないものの、日本の現状においては、シングル・マザーであることにより、経済困窮、就労困難に面するリスクに波及する可能性が高いことは疑いの余地がない¹⁰。事例の中では、シングル・マザーの事例が全8事例あった。中には、10代の出産など本人の経済基盤、家庭基盤が整っていない状態での出産が多い。特に、18歳以前に家から出るなど【早すぎる離家】を経験している女性においては、早い時期での交際・同棲、結婚、出産となり、また、結婚後数年もたたないうちに離婚となっている。これらのケースの背景には、出身家庭の機能不全、崩壊、教育からの脱落がある。例えば、10代半ばで結婚した事例においては、中学も2年までしか通学しておらず、家庭内も暴力が絶えない状況であった。また、これらの事例の中には、出会い系サイトでの交際や風俗関連産業での従事といったリスクがあることも特記すべきであろう。



¹⁰ 母子世帯の貧困率は、48.2%である（2010年値。内閣府男女共同参画局2011）。

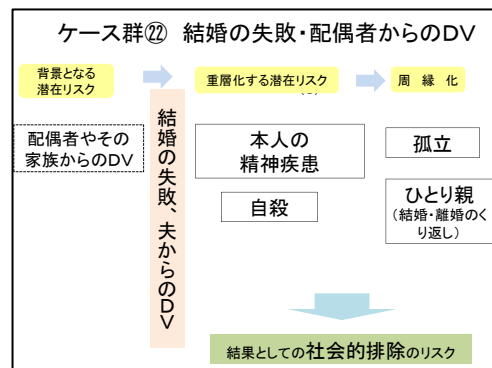
【ケース群② 結婚の失敗・配偶者からのDV】全9事例（シングル・マザー3、生活保護2、自殺2、非正規1、薬物・アルコール依存症1）

53事例のほとんどは未婚であるが、9事例は結婚経験があった。しかし、調査時点ですべて離婚（1事例は別居）している。結婚の失敗は、三重の意味で潜在リスクとなり得る。一つが、経済的・心理的な支えとなり得る配偶者・家族を失うという意味でのリスクである。自殺の2事例については、配偶者から離婚・別居を要求されたことが自殺のきっかけとなっており、結婚の失敗自体が大きい潜在リスクであることがうかがわれる。

若年で結婚した場合は、出身家庭の機能不全を補うことを期待した結婚である場合もあり、離婚と同時に孤立してしまうこともある。また、若年結婚の場合、すぐに離婚となり、また再婚するといった、「結婚－離婚」を繰り返す事例が見られた。

もう一つのリスクが、結婚の失敗の陰には、往々にして、配偶者やその家族からのDVなどが存在することである。配偶者やその家族からのDVの被害に遭った事例は9事例中4事例あり、離婚の大きい要因となっている。

最後に、女性の場合、結婚の失敗がシングル・マザーとなるリスクを高めることである。結婚経験のある女性7事例のうち、5事例がシングル・マザーであった。

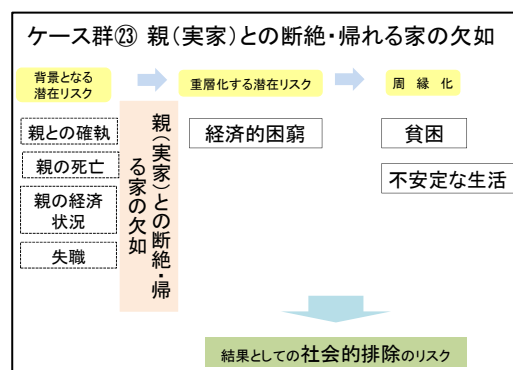


【ケース群③ 親（実家）との断絶・帰れる家の欠如】全24事例（ホームレス7、生活保護5、非正規4、自殺3、シングル・マザー2、薬物・アルコール依存症2、高校中退1）

全体の約半数の事例でみられたのが、出身家庭との断絶・孤立である。これは、すなわち、「帰れる家」のないことを表している。帰れる家がないようになった要因は、親との確執（児童虐待のケースなど）、親の死亡、親の養育能力の欠如、親の経済状況、親の再婚、親から分離されて育ったことなどである。中には、15歳以降音信不通であったり、小学生のときに母子世帯の母が死亡し児童養護施設に育った事例など、成人する前から「家族」を持たない事例も多い。また、成人後に家族関係が悪化するケースもある。例えば、失職した際に実家に帰ったものの、親から家から出るように促された事例がこれにあたる。

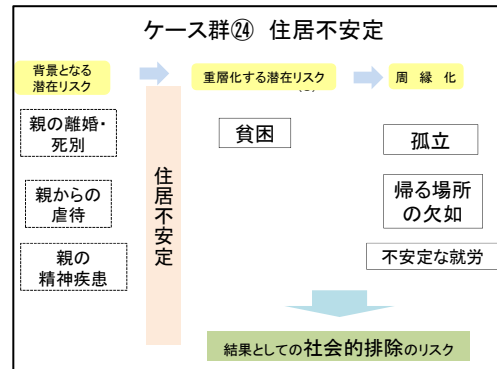
「帰れる家」がない状況において、リストラや解雇などの困窮に陥ると、住居不安定となるリスクが非常に高くなる。24事例のうち、7事例が住居不安定（いわゆるホームレス）の状態で発見されていることが、このことを示唆している。

「帰れる家」がない状況において、リストラや解雇などの困窮に陥ると、住居不安定となるリスクが非常に高くなる。24事例のうち、7事例が住居不安定（いわゆるホームレス）の状態で発見されていることが、このことを示唆している。



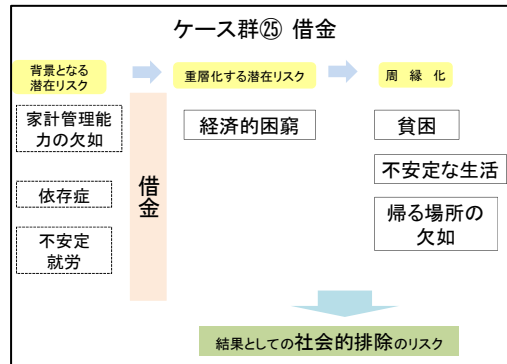
【ケース群⑳ 住居不安定】全 19 事例（ホームレス 12、生活保護 3、シングル・マザー3、非正規 1）

【親との断絶・帰れる家の欠如】と【不安定就労】の事例が多い中、住居の問題が多く事例で見ることができた。実際に住居がない状況（ホームレス、友人宅に居候、緊急一時保護施設入所など）もしくは不安定な状況（飯場を転々としている等）であった事例は、19 事例であった。このうち、12 事例はホームレスとして挙げてきた事例であるが、生活保護受給者、シングル・マザー、非正規の事例においても、住居問題は発生している。



【ケース群㉑ 借金】全 4 事例（ホームレス 2、非正規 2）

借金問題を抱えている事例は、判明しているのは 4 事例であった。病的賭博からの借金、家計管理能力が欠如していることからの借金、仕事がないために借金が増えていったなどの事例である。



3) 潜在リスクの複合性

これらの潜在リスクは、単一に発生することは稀であり、今回分析した 53 事例のすべての事例において、それぞれ潜在リスクが複数存在している。この中には、明らかに一つのリスクがもう一つのリスクを誘発したと考えられる事例が多い。例えば、貧困家庭に育つというリスクと低学歴となるというリスクは、統計的にも関係性があることがわかっているが¹¹、本調査の事例においても多くが併発して見られた。また、軽度の知的障害があることが、学校でのいじめや学力低下、また未成年での飲酒につながり、それが就職してからの薬物・アルコール依存症につながった事例など、一つの潜在リスクが次から次へと新たな潜在リスクに発展していくさまも見られた。

しかし、これまで明らかに関係があると考えられてこなかったリスクが併発している事例も多い。例えば、学校でのいじめと、親との断絶を背負う事例や、親の自殺と仕事からの解雇など、必ずしもその関連が認識されてこなかった複数のリスクが同一人物に発生している。これらの複数のリスクが、お互いに誘因されて発生しているのか、偶発的に複数のリスクを抱えてしまった人が社会的排除の状況に陥りやすいのかは本調査からは解明することができないが、潜在リスクが重なることはより深刻な社会的排除につながることを示唆される。

¹¹ 親の経済階層と高校卒業後の進路には明らかな関係がある(2009.5.19 経済財政諮問会議 塩谷臨時議員提出資料 東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」2007年より)。

4. 社会的排除に至るプロセス

1) 3つの類型

本調査の目的の一つは、ライフコースの上のどの時点でどのような支援・介入が有効であるかの示唆を得ることである。前節の分析から、社会的排除の状況にある人々はライフコースの上で複数の異なったリスクに遭遇しており、複合的な生活困難を抱えていることがわかった。分析された事例のほとんどは、子ども期、成人期のそれぞれのライフ・ステージにおいて、何らかの潜在リスクを経験している。しかしながら、いくつかの潜在リスクがあったとしても、それが社会的排除へと追いやる決定打となるのではなく、困難を抱えながらも次のライフ・ステージさえ問題なければ、現在の状況には至らなかったであろうという事例も存在する。例えば、虐待を受けながら育ったものの、無事成人し、就職したが、就職先が倒産したことによってホームレスとなった、といったような場合は、幼少期に潜在リスクを抱えていたものの、就職先の倒産さえなければその後ホームレスにならなかったかも知れない。そのような場合は社会的排除への決定打（以下、「**キー・リスク**」と呼ぶ。）となったのは就職先の倒産である。すなわち、同じような潜在リスクに晒されながらも、どの潜在リスクがキー・リスクとなるかによって、社会的排除に至るプロセスは異なる。社会的排除を効果的に阻止するのであれば、このキー・リスクに対する「セーフティ・ネット」を整備する必要がある。

そこで、本調査では、53 の事例のそれぞれにおいて、一番大きな問題となったキー・リスクを一つずつ選択し、社会的排除のプロセスを分類することを試みた。キー・リスクとして挙げられたのは以下の 14 項目である。そして、これらのキー・リスクを、それが起こったライフ・ステージと場所によって、「本人の知的・発達障害など」「家庭環境の問題」「学校や職場への環境の問題」の 3 つに分類した。

第 1 類型【生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」】 (7) (カッコ内は事例数)

生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」（発達・知的障害、精神障害など）が、幼少期・子ども期から社会的排除に追い込んでいるパターン

キー・リスク：

本人の知的障害（本人が知的障害を抱えていること。疑いを含む）(4)

本人の発達障害（本人が発達障害を抱えていること。疑いを含む）(2)

本人のその他障害（本人がその他障害を抱えていること。疑いを含む）(1)

第 2 類型【家庭環境の問題】 (23)

出身家庭の環境に内包されている様々な問題が、教育・人間関係の形成など子どもの健全な成長へ悪影響を及ぼし社会的排除に追い込んでいるパターン

キー・リスク：

子ども期の貧困（貧困家庭に育ったこと） (5)

児童虐待（親から虐待を受けて育ったこと）	(7)
親の精神疾患（親が精神疾患を抱えていたこと）	(5)
親の知的障害（親が知的障害を抱えていたこと）	(1)
親の自殺（親が自殺をしたこと）	(2)
早すぎる離家（早くに実家を出たこと）	(3)

第3類型【学校や職場の環境の問題】(23)

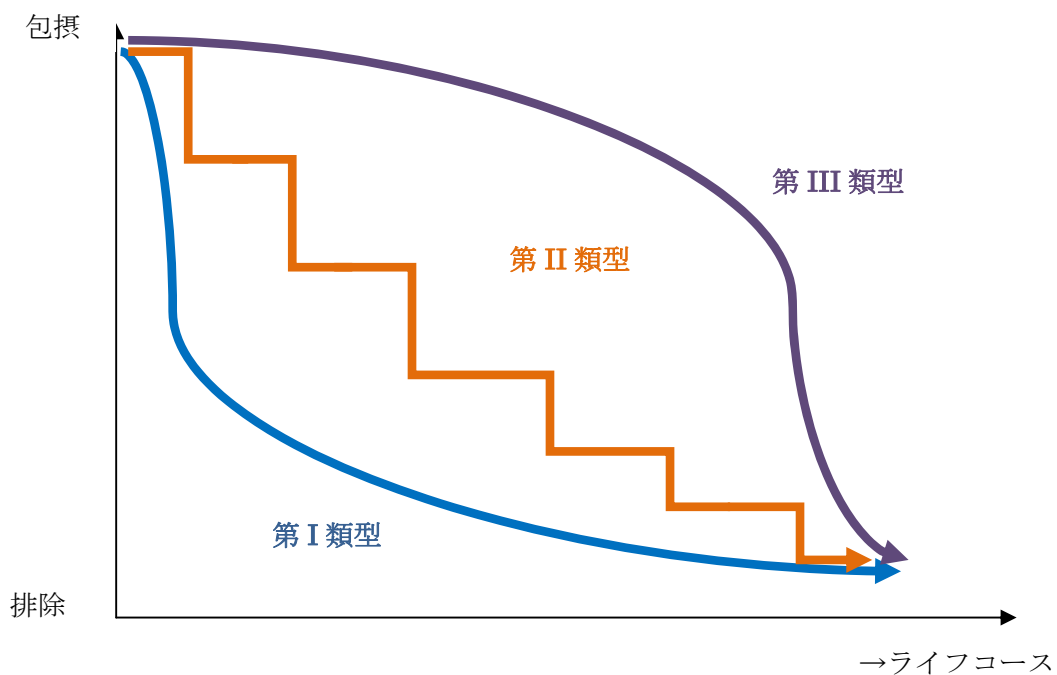
様々な潜在リスクが存在しているが決定的な悪影響を受けずに成長してきたものの、学校や職場などにおいて劣悪な環境に置かれたことによって社会的排除に陥ったパターン

キー・リスク：

学校生活（学校生活でいじめなどにあったこと）	(3)
職場環境（劣悪な職場環境に置かれたこと）	(6)
不安定職（不安定な職を転々としたこと）	(9)
家族環境（新しく形成した家族に問題があったこと）	(1)
本人の精神疾患（本人が精神疾患を抱えていること。疑いを含む）	(4)

3つの類型の社会的排除のプロセスを図式化すると以下となる（図1）。

図1 社会的排除のプロセス：3つのパターン（イメージ）



2) 各類型の特徴

第1類型 【生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」】(7事例)

第1の類型は、生まれたときから、もしくは、ごく幼少期からの本人の「生きづらさ」(知的障害、発達障害など)が幼少期から様々な次の潜在リスクを引き起こしたと考えられる類型である。なお、知的障害・発達障害を抱えていても、これらが決定的な社会的排除の要因となっていない事例もあり、すべての知的・発達障害をもつ人がこの類型になるわけではない。

第1類型に分類されたのは、計7事例である。これら7事例は、軽度の知的障害、アスペルガー症候群、性同一性障害(ただし、性同一性障害の原因は特定されておらず、先天的障害とはいえない。)を抱えており、それらが背景となって、職場において、いじめや暴力にあったり、長時間労働が不可能であったりして生活困窮に至っている。知的障害の4事例は、どれも軽度のものであり、高校進学後や成人後に診断されたものや、調査者がインタビューの際にその疑いを持ったものである。これらの事例に共通するのは、いずれも成長段階では、障害について気づかれておらず、対処されていないことである。しかしながら、おそらく、障害を抱えることによる「生きづらさ」は学齢期から感じられていたと推測される。本人が自殺に至ってしまった事例では、学校でのいじめや不登校の経験が記録されているが、他の事例においても小学校からの不登校など、学校における適応の困難をうかがわせる。ごく早い時点での学校での不適応が推測されるものの、問題が対処されないまま成人となり、成人期において精神疾患、自殺未遂、孤立、職場でのいじめ・暴力、不適応などの問題とつながっている。特記すべきなのは、本調査の事例において、その親が発達障害・精神障害を抱えていると思われる事例も多かったことである。すなわち、次の世代への「リスクの連鎖」が生じていると言える。

また、7事例中、5事例がひとり親世帯に育っていることも留意すべきであろう。経済状況も厳しいと思われる事例が多いが、家庭環境の問題(親からの児童虐待や養育問題)などは見られなかった。しかし、成人後に問題が発生したときに実家が頼れる存在とはなっておらず、家族・親戚、友人などのあらゆる社会的サポートが欠如していることが見て取れた。

第1類型 まとめ

- ▶ 発達障害、(軽度の)知的障害、精神障害などが、発見されずにきてしまった場合において、学校、職場への周囲からの無理解による本人の適応問題が生じている。
- ▶ 実家のサポート機能が弱く、社会的サポートが欠如している。
- ▶ 彼らが成人し、子どもを持つようになると、彼らの子どもたちの家庭・生育環境への影響が懸念される。

第2類型【家庭環境の問題】(23事例)

第2の類型は、出身家庭の環境に様々な問題が内包され、教育・人間関係の形成など子どもの健全な成長へ著しい悪影響を及ぼしており、これらが成人となったときにキー・リスクとなっているパターンである。キー・リスクとしては、子ども期の貧困、児童虐待、親の精神疾患・知的障害、親の自殺、早すぎる離家、が挙げられる。これらのリスクは、53事例のほぼすべての事例で出現している（第3類型の事例を除く）ことから明らかなように、子ども期の貧困、児童虐待、親の自殺、精神疾患などが、必然的にキー・リスクとなるわけではない。例えば、子ども期の貧困を経験しているのは全部で21事例であるが、そのうち第2類型に分類されたのは15例のみであり、6事例は第1類型や第3類型となっている。しかしながら、児童虐待や親の精神疾患・知的障害・自殺、早すぎる離家を経験している事例はほぼ全て第2類型に分類されており、これらの潜在リスクは、特にキー・リスクとなりやすいことを示している。

家庭環境の潜在リスクは、互いに誘引し合う結果、重複することが多い（例えば、貧困世帯→親の依存症→ひとり親世帯→親からの分離となった事例など）。その結果として、家庭としての機能が不全となっている事例が多く、学力低下や不登校などの学校での問題にもつながっており、学校が救済の場とはなっていない。また、学齢期から薬物・アルコール依存症やうつ病などの精神疾患を発症している事例も散見される。さらに、出身家庭に大きな問題を抱えているため、離家が早く（「早すぎる離家」）、成人となってからも実家（多くの場合は新しい家族形成ができていないので、実家＝家族となる）が機能不全の状況が継続しており、「帰れる家」がないこととなる。

第II類型 まとめ

- ▶ 出身家庭において、様々な問題が重複しており、家庭が機能不全となっている。
- ▶ 中でも児童虐待、親の精神疾患・知的障害、親の自殺、早すぎる離家は、社会的排除のキー・リスクとなりやすい。
- ▶ そのような出身家庭から逃れるため、成長段階の途中で家を離れることが多い（「早すぎる離家」）。
- ▶ 成人後も、「帰れる家」がなく、サポートが得られない。

第3類型【学校や職場の環境の問題】(23事例)

この類型は、家庭環境や本人の心身状態に特に問題がないものの、または、問題があったとしても本人がそれを乗り越えてきたものの、置かれた学校や職場などの環境が劣悪なことにより彼らが社会的排除に追い込まれているパターンである。キー・リスクとしては、学校生活（いじめ等）、職場環境（劣悪な職場環境に置かれたこと）、不安定職（不安定な

職を転々としたこと)がある。また、環境の問題が背後にあったのかが不明であるものの、本人が成人となつてから精神疾患を発症し、それがキー・リスクとなっている事例もここに含めた。

この類型の典型は、学校や職場でのいじめなどの人間関係のトラブル、劣悪な労働環境(長時間労働など)によって、本人が学校や職場を追われ、社会的排除につながっていく事例である。よりよい環境に置かれていれば、彼らは社会的排除の状況に追い込まれなかったと考えられる。また、もう一つの典型は、職場環境や労働条件は特に悪くはないものの、会社の倒産や自営業の経営悪化など経済状況のあおりを受けて、より条件の悪い職に追い込まれ、生活困窮や不安定就労に至る事例である。この場合においても、社会経済環境に主な要因があるので、第3類型に分類している。

若年非正規の5事例は、いずれも子ども期に貧困問題や親の養育問題を抱えておらず、いわゆる「普通の家庭」に育っているのが特徴的である。しかし、就職の失敗(希望職種に職が見つからない、正社員の職に就けない)や、正社員として雇用されるも早くの離脱(退職やリストラ)といった経験をしており、その後、日雇いや派遣労働といった労働市場の周縁に追いやられている。

第III類型 まとめ：

- ▶ 様々なリスクを抱えていながらも、なんとかやってきた人が学校や職場でのいじめ、劣悪な労働環境などの環境の問題によって、不適応となってしまっている。よりよい環境に置かれていれば、社会的排除の状況に追い込まれなかったであろう事例である。
- ▶ また、職場環境や労働条件は特に悪くはないものの、会社の倒産や自営業の経営悪化など経済状況のあおりを受けて、より条件の悪い職に追い込まれ、生活困窮や不安定就労に至る事例も多い。
- ▶ この類型の事例は、家庭環境や本人の障害問題などが比較的少ないものの、皆無というわけではない。しかし、これらの問題が決定的に彼らを追い込んでいたとは言えず、むしろ、環境問題の影響の方が大きい。

5. 3つの類型ごとに見た包摂政策の方向性に関する提言

個別調査班の各調査者から寄せられた専門家としての立場からの提言を以下の通り整理した。

1) 生まれつきの本人が持つ「生きづらさ」から排除へとつながるケース【第1類型】

①早期発見

発達障害に対する認識不足は、発達障害者支援法の施行（2005年）やそれに伴う取組などにより徐々に解消されてきており、乳幼児健診、保育園、幼稚園、就学前指導など、生育期の早い段階でのリスクの発見が可能になってきている。しかしながら、軽度の知的障害や発達障害、またそれらの疑い（グレーゾーン）の場合にはこのような段階での発見がなされないまま成長することも多く、成長するにつれて発見の「場」や「目」が少なくなる。このため、まずは早期に確実に発見されることが重要である。また、家庭環境に潜在リスクが多数存在している場合においては、発見が遅れたり、発見されても支援へとつながらないことが多いことも課題となる。さらに、経済面での支援を始めとして、成人してからの支援のメニューを充実・整備することが期待される。

②親への働きかけ

仮に、これらの障害が発見されたとしても、親が障害の事実を受容し、支援を受けるかどうかが問題となる。その際、福祉的なアプローチや教育面からのアプローチ等の様々な方面からの支援を行っていく点に留意することが望ましい。なお、親にも障害がある場合には、親子に対する支援が必要であるといえる。

③適切なプログラムと実施機関の普及

（教育）

発達障害・知的障害の子どもへの支援に適した環境づくりのための障害者理解の手法の開発とその普及が急務であると考えられる。その上で、適応指導教室において教育を行うことがよいのか、又は普通学校での教育を前提とし、すべての教師に対して知識の習得等のボトムアップを図ることがよいのか検討することも重要であろう。また、重度の障害の場合には「福祉」と「教育」の連携がとられているものの、軽度の障害の場合にはそれが必ずしも行われているとは言えないとの指摘もあり、連携を促す仕組みを導入する必要があると考えられる。支援から「漏れ落ちる」子どもが生じないよう必要な体制を確保することも重要である。

（医療）

知的障害・発達障害による二次障害としての精神疾患に関し、子どもの精神疾患に対応できる専門機関が少ないとの指摘もあり、子ども版の精神保健センターのような体制の整備が求められる。

④ 成人期の支援（成人となってからの社会生活上の困難）

現状では、知的障害・発達障害が見過ごされたまま、又は発見されても適切なケアがされないまま大人になった者に対して十分な対応がなされていないとの指摘がある。知的障害者・発達障害者が二次的に精神疾患を発症した場合には精神科を受診することとなるが、知的障害・発達障害への対応ができる精神科医は現状では多くない。また、知的障害・発達障害の支援は長期間の継続的な支援が必要であると考えられる。すなわち、知的・発達障害を持つ成人へのアウトリーチや継続的な支援を行うことのできる体制が求められるものであり、それらの整備が必要であると考えられる。

知的・発達障害者の就労では、雇用する側に対する支援も重要である。現在、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター、ジョブコーチなどにより、対応方法についてのマニュアルの提供等の支援が行われているが、さらなる拡充が望まれる。

また、例えば公共事業の総合入札方式において知的・発達障害者の雇用の有無を判断材料の一つとする、積極的に雇用する企業を表彰するなど、企業が積極的に知的・発達障害者を雇用することを促進する取組も有効であると考えられる。

重度の知的・発達障害者の場合、十分ではないにせよ、特別支援学校と企業とのつながりも見られるところであるが、軽度やグレーゾーンの場合にも同様の連携が重要である。また、重度・軽度を問わず、「中間的就労」の場も活用することにより、当事者の状況に応じて就労と福祉を組み合わせる「半就労半福祉」の選択肢を設けることが重要であると考えられる。

2) 家庭環境の様々な問題から排除へとつながるケース【第2類型】

① 子どもへの直接支援

子どもが家庭環境に問題を抱える場合、まず、第一に、自分が支援を求めるべき状態であることを子ども自身が理解することが重要である。子どもが親を超えて他者とつながることは親の否定ともなりかねず大変困難であることから、相談すること自体を練習することも必要となってくる。このような「ライフ・スキル」についての教育を行うことが重要である。その上で、当事者の分ちあいやアートセラピーといった自分自身の置かれた状況を表現することができる様々な場の提供などの心理的なケアが必要であると考えられる。

第二に、就学を継続させるためのきめ細かい相談支援や、学力向上のための学習支援、奨学金の拡充等の就学支援の体制整備が必要であると考えられる。早すぎる離家や学校からの離脱は、労働への移行の失敗や若年結婚など次なる潜在リスクにつながる可能性を高める。また、学校システムから離れることによって、成人前であっても実質的な支援が難しい状況となる。いかに学校につなぎとめておくかが支援の鍵となる。

② 子どもが相談しやすい環境の整備

子どもにとって、学校で相談をすることは他の子どもに自分の抱えている問題を知られ

てしまうことへの警戒が生じるなどにより抵抗感が強い。このため、日常的な活動の中で子どもが抵抗なく相談でき、子どもが抱える辛さや変化を察知できる場として、例えば、ヨーロッパで見られるようなユース・センターを整備していくことや、ユース・ワーカーが配備された子どもの「居場所」となるような場所を整備していくことが考えられる。また、子どもに対する電話相談体制の整備も重要である。相談電話を利用しやすいものにするとともに、子どもの目に届きやすいよう広報に工夫をして周知することが考えられる。

なお、これらの相談体制の整備をする上では、虐待を受けていると諸能力が低下することや、本人の状態が厳しいほど言語化できないということも理解し、配慮することが必要である。

③ 子どもと接する大人（援助者）への教育・支援

子どもに対する支援を担う人材の養成は非常に重要である。例えば、子どもの SOS を察知し、アウトリーチも含めた支援を行う援助者を育成することが考えられる。

同時に、学校の地域資源等、支援者を支えるためのネットワークづくり、例えば教師や保育士、児童館職員などの子どもと直接接する職種の養成課程において、貧困や自殺などの実態と背景や、家族援助、ソーシャルワーク等について学ぶ機会を設けることが必要であると考えられる。

④ 保護者への支援

子どもの置かれている家庭環境、保護者への支援も欠かせない。子どもへの支援をきっかけとし、潜在リスクが存在する家庭に対し、ワンストップ・サービスで様々な生活支援や情報を提供する包括的な支援を行うことが必要であると考えられる。また、家族ぐるみでのカウンセリングを行うことも重要である。これらの支援をより効果的に実施するためには、まず実態把握に努めることが重要であると共に、スクール・ソーシャル・ワーカーやコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの果たす役割を再認識する必要があると考えられる。

⑤ 成人してからの「帰る場所」の提供

第2類型のパターンにおいては、出身家庭に大きな問題を抱えているため、成人となっても実家が機能不全の状況が継続しており、失職や離婚などの新たなリスクに遭遇したときに「帰れる家」がなく、家族からの支援も期待できない。また、本人たちも若い時期から様々な不利を抱えたまま社会に出て行っているため、新たなリスクに遭遇する可能性も大きい。そのため、住居がなくなったとき、暴力にあったとき、失職したときなど、まず一時的に保護されるシェルター機能をもつ「場」や、安心できて存在が受け入れられる「居場所」を提供することが必要であると考えられる。

3) 学校や職場などの環境により排除に追い込まれるケース【第3類型】

① スタートラインとしての教育現場における早期対応

学校や職場の環境がキー・リスクとなって社会的排除に追い込まれてしまう場合、いかに困難の「入口」で早期に困難を把握するか、という点が重要となる。また、中学や高校での困難を把握した場合に、地域において相談機能や学習・就労のトレーニングを担うことのできる社会資源とつながり、その時点でつなぎ止めることが重要である。その際には、第1類型や第2類型において言及した本人の発達障害・精神障害や家庭環境の問題への対応も重要となることはいうまでもない。

また、成人になるまでの間での「学び直し」の機会や、効果的な職業支援が重要である。現状では、学び直しの機会としては、いわゆる自主夜間中学などがあるが、近年活発となってきた公的・私的の学習支援の取組は効果を上げ始めており、このような教育と福祉の連携による学習支援の機会の増加が重要であると考えられる。

② 地域の企業・自治体との連携（人・ネットワーク）

教育現場においては、職場の労働環境の問題にさらされないために、労働知識の教育を行うことが重要である。また、キャリア・カウンセラーによる就労支援体制が重要である。これらの人材には、地域の企業とのつながりづくりなどにより、学校現場と就労のバトンゾーンを豊かにすることが求められる。その際には、地域若者サポートステーション、ジョブカフェ、ハローワークとの連携が有効であると考えられる。

そのような体制の下で、企業での就労を学校の単位として認定するデュアルシステムや、インターンシップの活用を図ることが重要である。

また、学校や教師が、学校から職場への移行についてフォローできる体制づくりが必要であると考えられる。現状の教育現場の体制で現役の教師が対応することが困難である場合には、例えば退職した教員を活用することなども考えられる。

③ 雇用の改善

第3類型では、現状では雇用の改善が急務である。まずはディーセント・ワークを守れる職場・環境づくりを進めていくことが重要である。長時間労働への対応とともに、正規雇用と非正規雇用の処遇の均衡を図ることが重要である。また、ステップアップのために働きながら、もしくは、生活保障とセットとなった教育体制を整備することが必要であると考えられる。その際には、非正規雇用や教育・訓練の途上にある半就労状態の者に対する生活の保障をどのように行うかという視点も重要であると考えられる。

また、第1類型や第2類型のような子ども期に遡る様々な問題を抱えていない場合でも、いったん職場に適応できなくなると就労の継続は難しい。職場への復帰の支援や休職期間の延長、きめ細かいパーソナル・サポートなどの継続的な支援が必要であると考えられる。

④ 職の保障（創出）

産業構造の転換の中で、いわゆる単純労働の場が減少していることは、ボーダー層や知的障害のある人の仕事の場の減少にもつながっているといえる。彼らの職の保障のために、一般就労において、多様な働き方を促進し、誰にでも「働きやすい」職を増やすことが、まず第一に求められる。それと共に、地域を中心とした、一般就労とは異なる「中間的就労」としての新たな仕事づくりが必要であると考えられる。「中間的就労」の創出のためには、NPOや社会的企業、協同組合などが有望であり、これらの多様な「働く場」の育成が望まれる。その際には、中間的就労になじむ業務の切り出しや新たな企業の設立・事業化の促進とともに、当事者の状況にあわせて適切な就労の場へのマッチングや就労後の調整、当事者と受け入れる企業の間立ち、様々なサポートを行うことのできる支援体制の整備が重要であると考えられる。

⑤ 最低生活の保障

「中間的就労」の場合、得られる収入は必然的に低いものとならざるを得ない。そのため、住居の確保に対する支援や、生活資金の一時的な融通などにより、最低生活を保障することが重要である。また、医療面での継続的なサポートや能力開発の機会を保障することも必要であると考えられる。

参考文献

- 阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』第 43 巻 第 1 号、(2007.6.25), p.27-40.
- 阿部彩 (2011) 「子ども期の貧困が成人後の生活困難 (デプリベーション) に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』第 46 巻 4 号(2011.3.31)、pp.354-367.
- 飯島裕子 (2012) 『若年ホームレスの析出メカニズム—路上への経路分析を手がかりとして』日本労働社会学会.
- 男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ (2011) 第 8 回 資料 3 『相対的貧困率の推移：2007 年から 2010 年』.
- 岩田正美(2008) 『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 内田龍史・李嘉永 (2009) 「大阪地域就労支援事業相談者の貧困と社会的排除——調査報告から」貧困研究会第 2 回研究大会 報告資料.
- 欧州委員会 (1992) 「連帯の欧州をめざして：社会的排除に対する闘いを強め、統合を促す」
- 日下部元雄・高木亭 (2011) 『コミュニティ・カルテ・システム：雇用創出と社会的包摂による「共助社会」の創出を目指して』パンフレット.
- 久米功一・大竹文雄・奥平寛子・鶴光太郎 (2010) 『非正規労働者における社会的排除の実態とその要因』RIETI Discussion Paper Series 10-J-025.
- 厚生労働省 (2012) 「ホームレスの実態に関する全国調査 (生活実態調査) 結果について」2012.4.27 発表資料.
- 自殺対策支援センターライフリンク (2008) 「自殺実態白書 2008」.
(<http://www.lifelink.or.jp/hp/whitepaper.html> last access 2012/07/04.)
- 福原宏幸編著 (2007) 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社.
- 山田知子 (2010) 『大都市高齢者層の貧困・生活問題の創出過程—社会的周縁化の位相—』学術出版会.
- 湯澤直美 (2009) 「貧困の世代間生産と子育て—ある母・子のライフ・ヒストリーからの考察—」『家族社会学研究』21(1), p.45-46.
- 青砥恭 (2009) 『ドキュメント高校中退』筑摩書房.
- 宮本みち子 (2012) 『若者が無縁化する—仕事・福祉・コミュニティー』筑摩書房.
- Barnes, M., Heady, C., Middleton, S., Millar, J., Papadopoulos, F. and Tsakloglou, P. (eds) (2002), *Poverty and Social Exclusion in Europe*, Cheltenham, U.K. and Northampton, MA, USA: Edward Elgar.
- Gordon et al. (2000a) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Joseph Rowntree Foundation.
- Muffels, Rund, Tsakloglou, Panos, and David Mayes (eds) (2002), *Social Exclusion IN European Welfare States*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.
- Oshio, T., S.Sano & M.Kobayashi (2010) “Child Poverty as a Determinant of Life

Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan.” *Social Indicators Research* 99: 81-99.

Saunders, P. (2011) *DOWN and OUT: Poverty and Social Exclusion in Australia*, The Policy Press.

Townsend, P. (1979), *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.